



あす ナンバーワン
次代の夢咲く 子育てNo.1のまち こうのす

鴻巣市次世代育成支援行動計画

(平成22年度～平成26年度)



平成22年3月

鴻 巣 市

「^あ次^す代の夢咲く 子育て^{ナンバーワン}№1のまち こうのす」の実現に向けて

近年の少子化、核家族化や高齢化の進行、高度情報化社会の成熟等に伴い、人々の価値観やライフスタイルも変化してまいりました。このため、地域においては連帯意識が希薄となり、女性の社会進出による家族関係の変化等もみられる中、子どもを産み育てていく環境は大きく変化しつつあります。

国においては、平成15年7月に「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成対策推進法」が制定され、地方公共団体や企業には、平成17年度からの10年間における次世代育成支援対策を集中的・計画的に推進するための行動計画の策定が義務づけられました。

本市におきましても平成17年3月に、鴻巣市・川里町における行動計画を策定いたしました。平成17年10月の合併に伴い、鴻巣市・川里町の行動計画と吹上町の行動計画を統合し、将来都市像「^あ次^す代の夢咲く 子育て^{ナンバーワン}№1のまち こうのす」の実現に向けて、市民の皆さんが安心して子どもを生み、育てることに喜びを感じることでできるまちづくりに取り組んでまいりました。

この結果、こども医療費支給事業の拡大をはじめ、不妊治療の支援、学童保育室の整備など、私がこのとり事業と総称する各種事業の実施等を通じて、本市の子育て環境は向上を続けております。

しかしながら、この前期行動計画は平成21年度で満了となることから、これまでの成果と反省を踏まえ、平成22年度から平成26年度までを新たな計画期間とし、第5次鴻巣市総合振興計画の部門計画として、未来を担う子どもたちが幸せに、たくましく成長できる環境づくりや、市民の皆さんが子育てに楽しみや喜びを感じ、子育てに夢や希望がもてるようなまちづくりを目指す新たな行動計画を策定いたしました。

私は、本計画に沿いながら、市の将来都市像「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」の実現に向け、関係機関、団体の皆さんと連携を図りながら、12万有余の市民の皆さんと共に、次代を担う子ども達の健やかな育ちや自立を促す取り組みを進め、すべての人が健やかで思いやりのあるまちづくりを推進してまいります。皆さんには変わらぬお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました次世代育成支援対策地域協議会委員の皆さんをはじめ、ニーズ調査に御協力いただいた皆さん、貴重なご意見をいただきました多くの方々心より深く感謝申し上げます。

平成22年3月

鴻巣市長 原口 和久



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 策定の背景	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3
4. 計画の将来像	4
5. 基本的視点	5
第2章 鴻巣市の現状	7
1. 鴻巣市の現状	8
2. 子育て家庭の状況	13
3. 子育て支援サービスの状況	14
4. ニーズ調査結果の概要	21
5. 児童人口推計	27
第3章 後期計画の目標と重点事業	29
1. 基本目標	30
2. 重点事業	32
3. 施策の体系	33
4. 目標事業量	34
第4章 後期計画の施策と取組	35
1. 地域における子育ての支援	36
(1) 地域における子育て支援サービスの充実	36
(2) 保育サービスの充実	38
(3) 子育て支援のネットワークづくり	40
(4) 児童の健全育成	41
2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	44
(1) 子どもや母親の健康の確保	44
(2) 食育の推進	46
(3) 思春期保健対策の充実	47
(4) 小児医療の充実	48
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	49
(1) 次代の親の育成	49
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	50
(3) 家庭や地域の教育力の向上	53
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	54

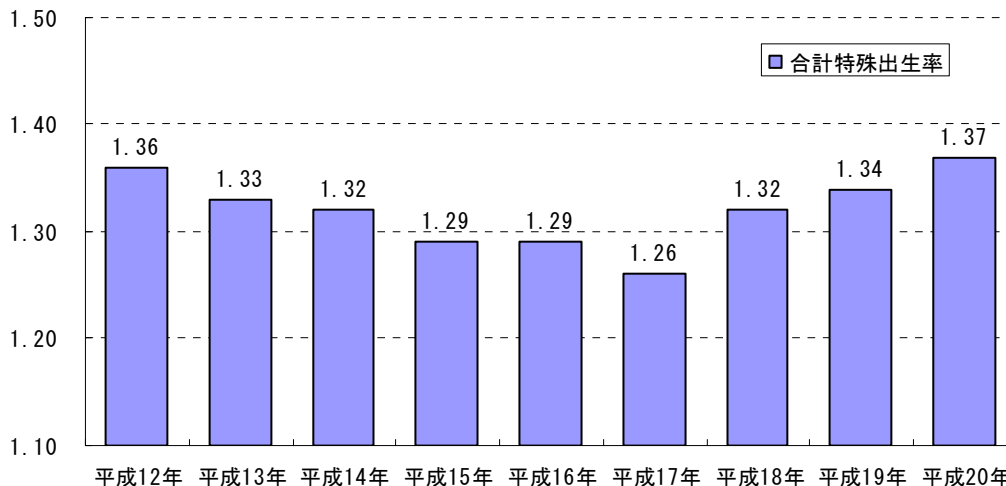
4. 子育てを支援する生活環境の整備	55
(1) 良質な住宅の確保	55
(2) 良好な居住環境の確保	56
(3) 安全な道路交通環境の整備	57
(4) 安心して外出できる環境の整備	58
(5) 安全・安心まちづくりの推進等	58
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進等	59
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	59
(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	61
6. 子ども等の安全の確保	62
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	62
(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	63
(3) 被害に遭った子どもの保護の推進	64
7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	65
(1) 児童虐待防止対策の充実	65
(2) 母子家庭等の自立支援の推進	66
(3) 障がい児施策の充実	67
第5章 今後の取組	69
1. 計画の実現に向けた役割	70
2. 計画の推進体制	71
3. 計画の点検・評価	71
資 料 編	73
1. 計画の策定経過	74
2. 鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	75
3. 鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿	76
4. 鴻巣市次世代育成支援対策庁内推進委員会設置要綱	77
5. 鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会報告	78



第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の背景

我が国の少子化は近年急速に進行しており、一人の女性が生涯に出産する子どもの数の目安となる合計特殊出生率をみると、丙午の昭和41年(1966年)を下回った平成2年(1990年)の「1.57ショック」以降も低下を続け、平成17年(2005年)には過去最低の1.26まで低下しました。



出典：厚生労働省

グラフ 我が国の合計特殊出生率

平成14年1月発表の「日本の将来推計人口」によれば、出生率の低下の主要な要因として、従来の晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下=結婚しても子どもをつくらない世帯」という新しい現象が見られ、少子化が一層進行すると予想されました。これにより、急速な少子化の進行は、今後我が国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであるから、政府・地方自治体・企業等が一体となって対策を進めていく必要があるという目的のもとに、次世代育成支援に関する取組方針が定められました。

鴻巣市では、こうした状況を踏まえ「鴻巣市次世代育成支援行動計画（前期計画）」の見直しを行ない、前期計画との整合性を取りながら、新たに「鴻巣市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定します。

※合計特殊出生率（ベース推定値）

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別（年齢階級別）出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその観察期間の年齢別（年齢階級別）出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当し、人口動態の出生の傾向をみるときの主要な指標となっています。

小地域での合計特殊出生率をみる場合、特に出生数が少ない場合には、数値が大幅に上下し、その地域の出生・死亡の動向を把握することが困難です。

ベース推定値とは、このような場合、当該市区町村を含むより広い地域である二次医療圏のグループの出生の状況を情報として活用し、これと各市区町村固有の出生数等の観測データとを総合化して当該市区町村の合計特殊出生率を推定したものです。

2. 計画の位置づけ

鴻巣市次世代育成支援行動計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定められている計画で、鴻巣市におけるすべての子どもと家庭を対象に、今後の子育て支援施策についての方向性や目標を定めるものです。

また、この計画は「第5次鴻巣市総合振興計画 前期基本計画」の部門計画として、子どもの自立支援、子育て支援施策を総合的・計画的に進める方向を明らかにするもので、母子保健計画を内包する計画です。

3. 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は、平成17年度から10年間の集中的・計画的な取組を促進するために制定されました。

平成17年度を初年度とし平成21年度までの5年間を前期、平成22年度から平成26年度までの5年間を後期とする2期10年間を計画期間とし、後期計画については前期計画に係る必要な検証を行ったうえで見直します。

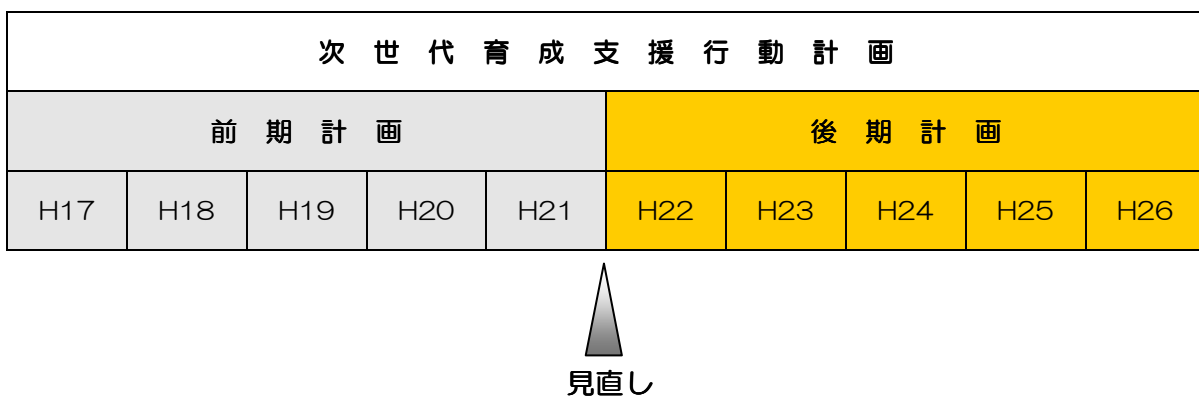


図 次世代育成支援対策行動計画

4. 計画の将来像

子どもは未来の社会を担う要であり、子どもがのびのびと育つ環境を整えることが、まちづくりにとって重要なことです。

子どもが幸せに、たくましく成長できる環境づくりや、子育てに楽しみや喜びを感じ、そして、子育てに夢や希望をもてるまちにしていくことが大切です。

すべての子育て家庭を地域や社会全体で支え、子どもを育くむことが未来に夢や希望をもつことに繋がります。

この計画では、前期計画の「^{あす}次代の夢咲く 子育て^{ナンバーワン}N o 1のまち こうのす」を引き続き将来像とし、鴻巣市の次代を担う子どもたちの健やかな育ちや自立を促す取組を地域みんなが進めていきます。

あす
次代の夢咲く
子育て^{ナンバーワン}N o 1のまち こうのす



5. 基本的視点

鴻巣市の基本的視点は「子どもの自立支援」、「楽しい家庭づくり」、「子育てコミュニティの形成」の3つの視点でまちづくりを進めます。

基本的視点1 子どもの自立支援

子どもは一個人として尊重されるべきものであるという認識にたち、家庭環境の違い、障がいの有無などの理由で差別されることなく、平等なサポートを受ける権利があります。新しい知識を得たり、困難なことを克服するなど、できるだけ多くの経験や体験をし、生きる力を身につけ、心豊かに成長することができる「子どもの自立支援^{ナンバーワン}No.1」のまちをめざします。

基本的視点2 楽しい家庭づくり

子育ての基本的役割を担う家庭において、ゆとりある子育てができるよう、男女が共にかかわることができる社会づくりなど、すべての子育て家庭を対象にした取組が求められています。

仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の1つとして重要です。女性が働きながら子育てと仕事を両立させていくことを支援するというだけでなく、男性も含めた働き方の見直しが必要です。

また、子育ての情報提供や学習の機会を設けるなど、子育てしやすい環境づくりを推進し、子育てに楽しさと喜びを感じ、安心して子育てができる「楽しい家庭づくり^{ナンバーワン}No.1」のまちをめざします。

基本的視点3 子育てコミュニティの形成

地域は家庭や子どもの生活している場であり、隣近所の人々や環境などからさまざまな影響を受けています。地域の人々が連携して、子どもたちを見守り育むといった役割を担うことが求められています。

子育てに関する利用者のニーズや子育て環境におけるさまざまな問題について、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から地域の特性を踏まえ、地域の社会資源を効果的に活用できるような取組を推進し、地域住民の子育てへの関心・理解を高め、地域全体で支えることのできる「子育てコミュニティの形成^{ナンバーワン}No.1」のまちをめざします。



第2章 鴻巣市の現状

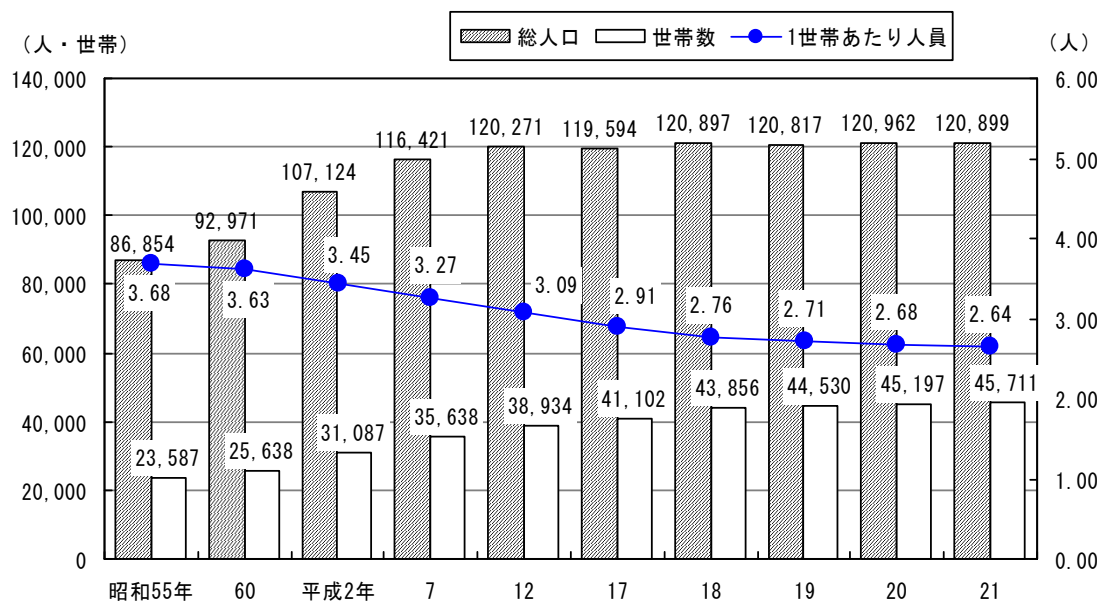
1. 鴻巣市の現状

(1) 人口推移

鴻巣市の人口推移をみると、昭和55年から総人口は増加し、平成12年以降はほぼ横ばい状態で、平成21年の総人口は120,899人となっています。世帯数も人口の増加に伴い年々増加傾向となっています。

1世帯あたりの人員は、昭和55年から徐々に減少し、平成21年には、2.64人となっています。

鴻巣市の近年の人口構成



※平成17年10月前の数值は鴻巣市、吹上町、川里町の人口データを合算した数值です。(以降同様)

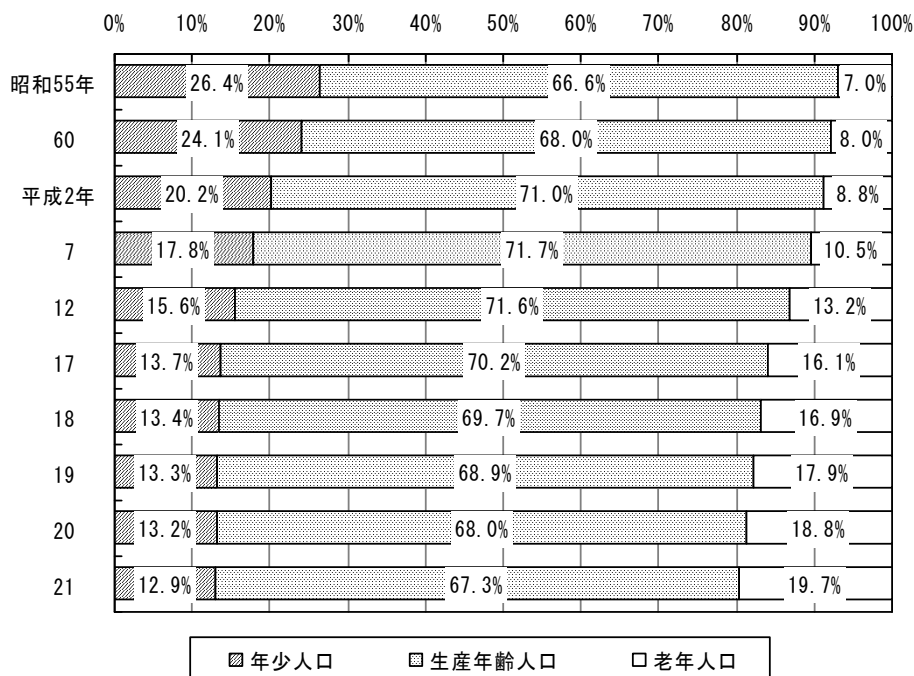
出典：国勢調査、鴻巣市の人口 (HP) (各年10月1日現在)



(2) 年齢3区分人口

年齢3区分人口構成をみると、年少人口は年々減少傾向にあり、平成2年は20.2%でしたが、平成21年には12.9%と7.3ポイントの減少となっています。

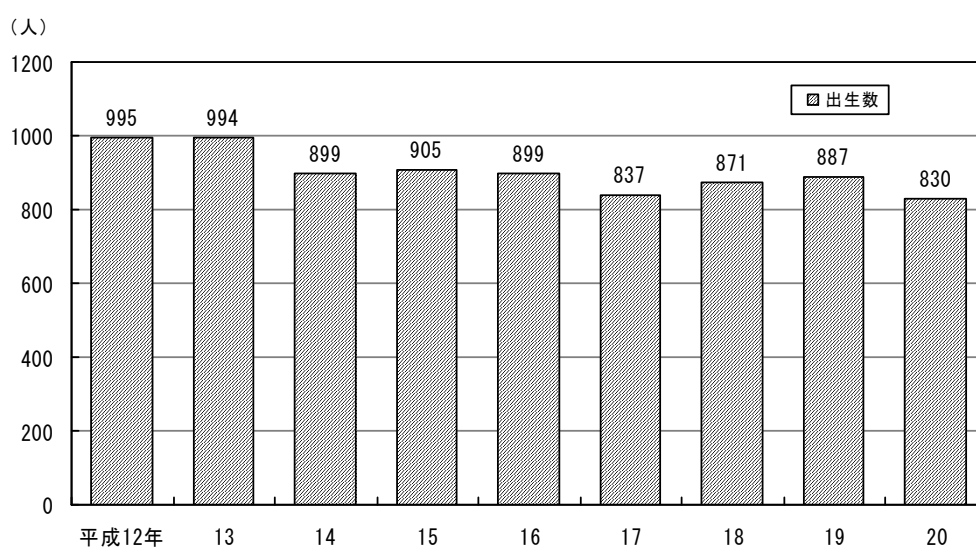
また、老年人口においては、年々増加傾向で平成21年は19.7%となっています。



出典：国勢調査、鴻巣市の人口 (HP) (各年10月1日現在)

(3) 出生数

平成14年から平成16年まで横ばい状態で、平成17年に減少しました。その後増加傾向が見られましたが、平成20年に830人となり前年から出生数の低下がみられます。

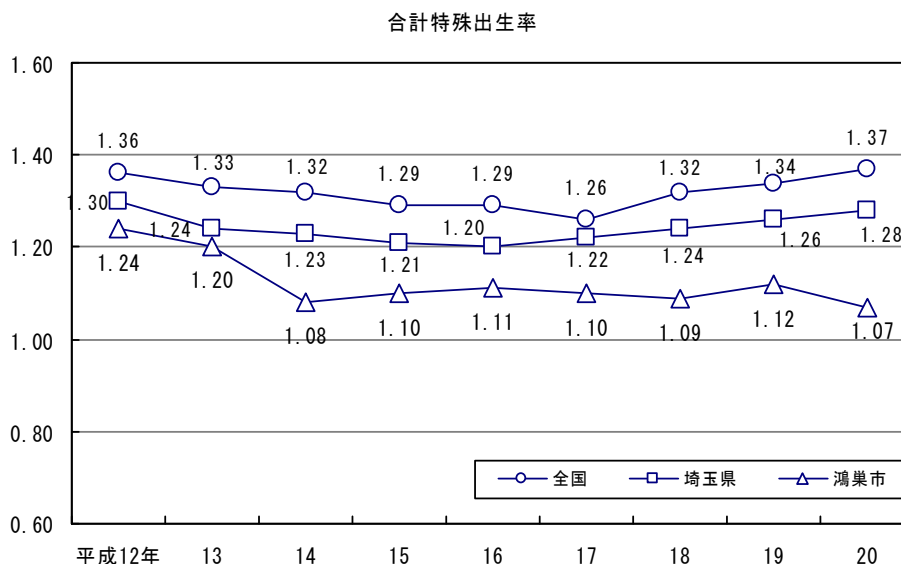


出典：保健所人口動態総覧

(4) 合計特殊出生率

鴻巣市の合計特殊出生率は平成12年から平成14年にかけて減少し、平成15年以降は1.10前後を推移し、平成20年は1.07となっています。

また、平成20年の合計特殊出生率を国や埼玉県で比較すると、鴻巣市は1.07で国や埼玉県よりも低い数値となっています。

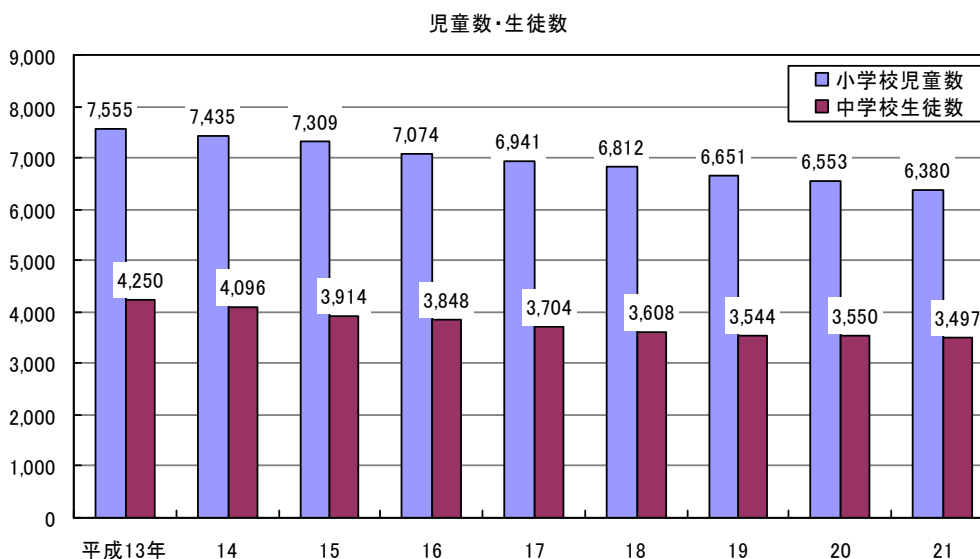


出典：保健所人口動態総覧

(5) 児童数・学級数の推移

鴻巣市の小学校児童数、中学校生徒数は、年々減少しています。平成13年の小学校児童数は7,555人、中学校生徒数は4,250人でしたが、平成21年には、6,380人（児童数）、と3,497人（生徒数）となっています。

また、児童数、生徒数の減少に伴い、学級数も減少していますが、小学校学級数は、平成20年から若干増加し、平成21年は232学級となっています。

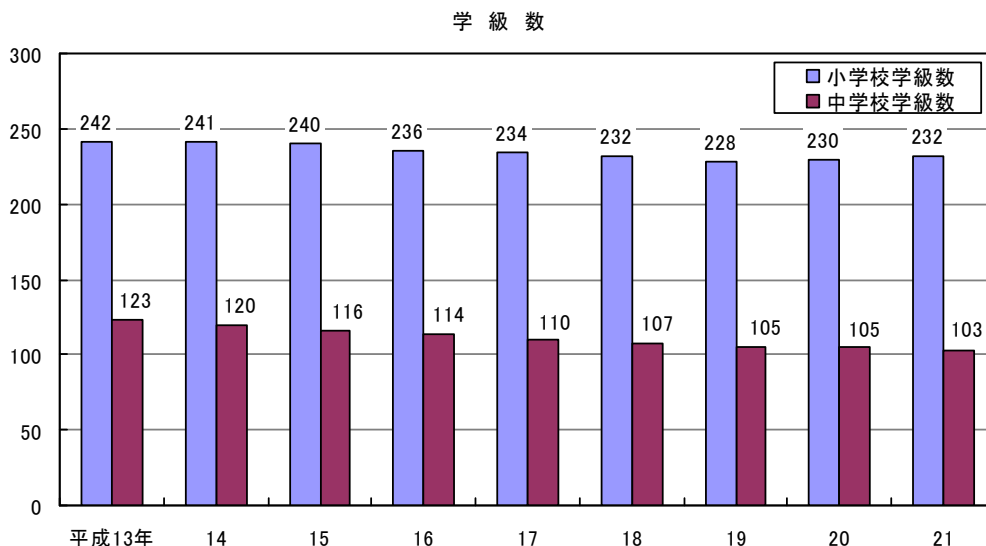


出典：学校基本調査（各年5月1日現在）

■ 児童生徒数（人）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
小学校児童数	7,555	7,435	7,309	7,074	6,941	6,812	6,651	6,553	6,380
中学校生徒数	4,250	4,096	3,914	3,848	3,704	3,608	3,544	3,550	3,497

出典：学校基本調査（各年5月1日現在）



■ 学級数

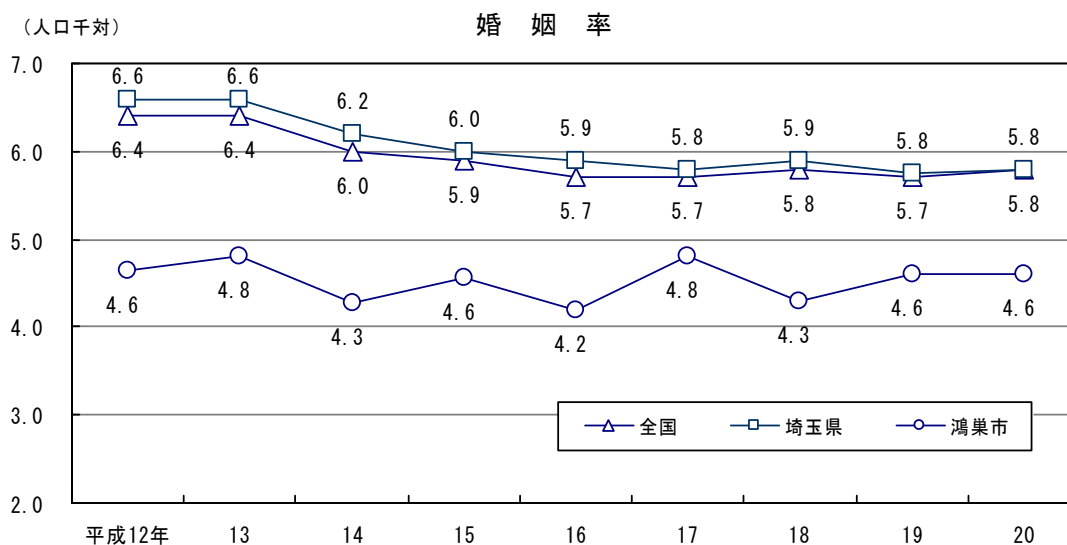
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
小学校学級数	242	241	240	236	234	232	228	230	232
中学校学級数	123	120	116	114	110	107	105	105	103

出典：学校基本調査（各年5月1日現在）

(6) 婚姻の動向

① 婚姻率

鴻巣市の婚姻率（人口千対）の推移は、平成12年以降は4.5前後で増加と減少を繰り返して、平成20年は4.6となっています。全国や埼玉県と比較すると大きく下回っています。

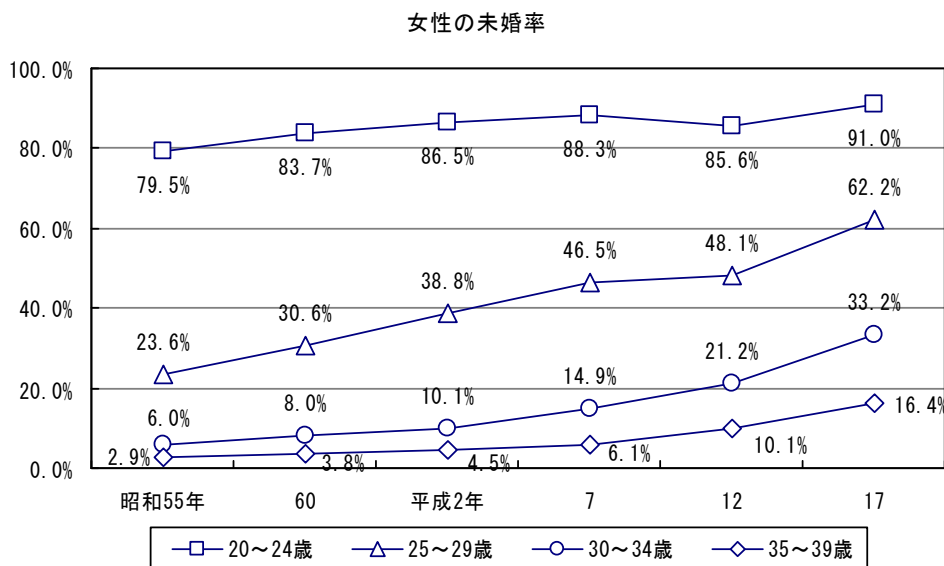
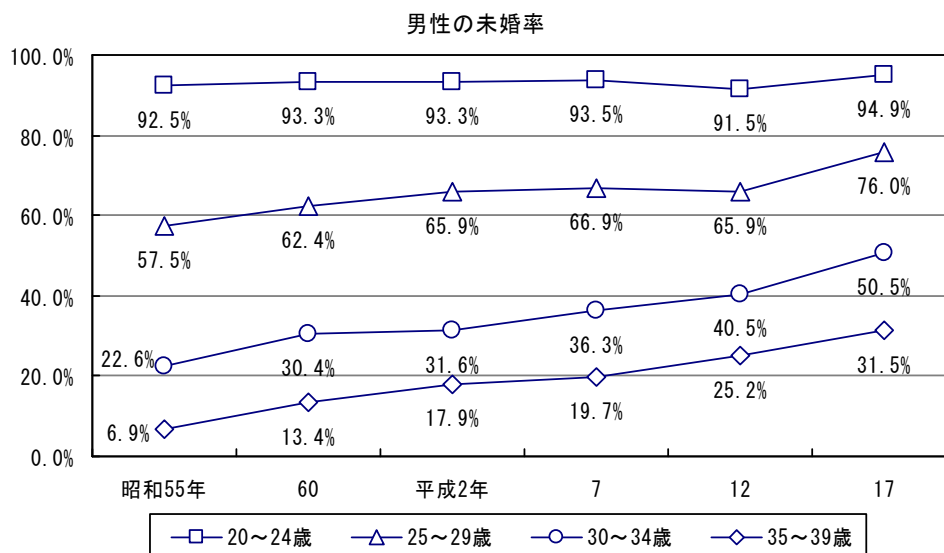


出典：保健所人口動態総覧

※婚姻率（人口千対）＝年間件数÷人口×1,000で算出

② 年齢別の未婚率

年齢別に男性、女性の未婚率をみると、男性では年々未婚率が各年齢ともに増加しています。女性の未婚率では、25歳～29歳で昭和55年の23.6%から平成17年に62.2%と38.6ポイントも増加しています。近年における晩婚化の流れがうかがえます。



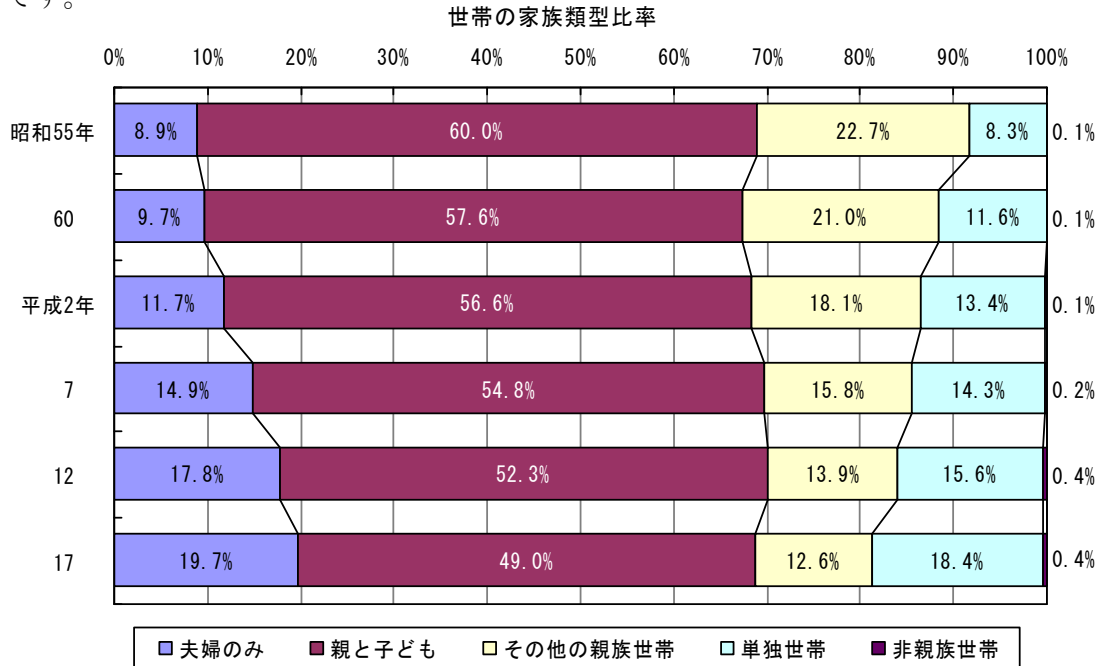
出典：国勢調査

2. 子育て家庭の状況

(1) 世帯の家族類型比の推移

世帯の家族類型比率をみると、夫婦のみの世帯や単独世帯が年々増加しています。それとは逆に、親と子どもの同居世帯やその他の親族世帯は減少しています。

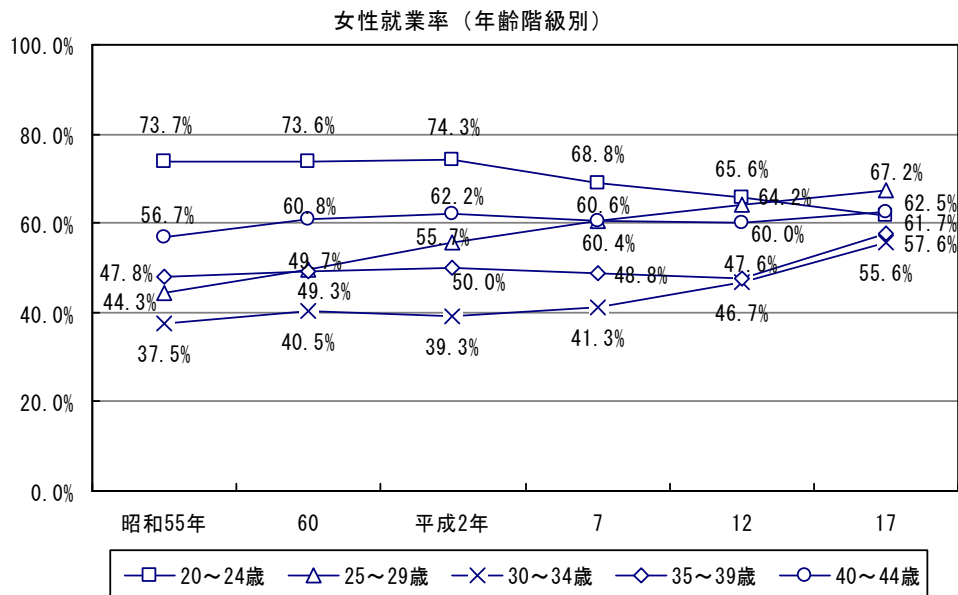
少子化の影響もあり、子どもが成人し独立することで夫婦のみ世帯が多くなっているようです。



出典：国勢調査

(2) 女性の就業率

女性の就業率を年齢区分別にみると、昭和55年には20～24歳が73.7%でしたが、平成17年には61.7%となり、12ポイントの減少となっています。それとは逆に、30～34歳、35～39歳では、就業率がそれぞれ増加となっています。



出典：国勢調査

3. 子育て支援サービスの状況

(1) 保育所(園)の状況

鴻巣市には公立、私立の保育所(園)が14施設あります。各施設では、通常保育や延長保育などのサービスを実施しています。

■保育所(園)の概要と利用状況

名 称	公立・私立	所在地	開所年	延床面積
鴻巣保育所	公立	東1-8-7	昭和46年	1,034㎡
馬室保育所	公立	滝馬室1152-1	昭和49年	982㎡
生出塚保育所	公立	生出塚2-7-1	昭和51年	1,070㎡
富士見保育所	公立	富士見町8-16	昭和55年	314㎡
登戸保育所	公立	登戸612	平成10年	899㎡
鎌塚保育所	公立	鎌塚2-11-33	昭和29年	666㎡
吹上富士見保育所	公立	吹上富士見4-8-18	昭和57年	724㎡
川里ひまわり保育園	公立	関新田1261-1	平成14年	2,393㎡
寺谷保育園	私立	寺谷425-1	昭和29年	832㎡
まごやま保育園	私立	栄町7-24	昭和49年	620㎡
どんぐり保育園	私立	糠田1531-2	平成13年	320㎡
ひかりっこ保育園	私立	上谷1950-1	平成17年	306㎡
大芦保育園	私立	大芦1616-2	平成19年	1,018㎡
中央たんぽぽ保育園	私立	吹上富士見1-14-25	平成19年	767㎡

出典：鴻巣市保育所のあり方検討委員会資料（平成21年4月1日現在）

名 称	対象年齢	定員	保育時間	延長保育	一時預かり
鴻巣保育所	生後2ヶ月から	120	7：30～19：00	○	－
馬室保育所	生後5ヶ月から	100	7：30～19：00	○	○
生出塚保育所	生後5ヶ月から	100	7：30～19：00	○	○
富士見保育所	生後8ヶ月から	60	7：30～19：00	○	－
登戸保育所	生後5ヶ月から	100	7：30～19：00	○	－
鎌塚保育所	生後8ヶ月から	120	7：15～18：45	○	－
吹上富士見保育所	生後8ヶ月から	100	7：15～18：45	○	○
川里ひまわり保育園	生後2ヶ月から	190	7：00～19：00	○	○
寺谷保育園	生後2ヶ月から	90	7：00～19：00	○	○
まごやま保育園	生後2ヶ月から	60	7：00～19：00	○	－
どんぐり保育園	生後2ヶ月から	60	7：00～19：00	○	－
ひかりっこ保育園	生後2ヶ月から	60	7：00～19：00	○	－
大芦保育園	1歳児から	45	7：00～19：00	○	－
中央たんぽぽ保育園	生後2ヶ月から	60	7：00～19：00	○	－

出典：平成21年度版子育てガイドブック（平成21年5月1日現在）

保育所(園)別の入所児童者数の推移をみると、若干増加しています。年齢別入所者数の合計では、3歳～5歳の児童数が多くなっています。

■年度別入所(園)児童者数

名称	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
鴻巣保育所	119	120	119	112
馬室保育所	93	97	99	88
生出塚保育所	93	101	96	103
富士見保育所	71	66	58	72
登戸保育所	108	110	113	114
鎌塚保育所	103	89	90	99
吹上富士見保育所	109	97	100	87
川里ひまわり保育園	213	214	210	211
寺谷保育園	103	100	96	103
まごやま保育園	72	67	64	75
どんぐり保育園	66	55	53	59
ひかりっこ保育園	22	60	70	64
大芦保育園	—	6	13	25
中央たんぽぽ保育園	—	11	18	36
合計	1,172	1,193	1,199	1,248

出典：統計こうのす、保育課資料（各年5月1日現在）

■年齢別入所(園)児童者数

名称	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
鴻巣保育所	6	18	20	25	23	20	112
馬室保育所	1	16	17	17	18	19	88
生出塚保育所	5	17	16	22	19	24	103
富士見保育所	1	18	10	14	13	16	72
登戸保育所	4	17	21	24	25	23	114
鎌塚保育所	2	18	14	24	22	19	99
吹上富士見保育所	1	11	11	21	22	21	87
川里ひまわり保育園	6	24	29	46	45	61	211
寺谷保育園	2	18	16	19	24	24	103
まごやま保育園	5	9	13	17	14	17	75
どんぐり保育園	3	11	9	11	13	12	59
ひかりっこ保育園	1	11	9	12	18	13	64
大芦保育園	0	3	12	7	3	0	25
中央たんぽぽ保育園	2	11	11	12	0	0	36
合計	39	202	208	271	259	269	1,248

出典：保育課資料（平成21年5月1日現在）

(2) 幼稚園の状況

幼稚園は9施設あり、いずれも私立幼稚園となっています。すべての幼稚園をあわせた入園率は61.2%で、3歳～5歳の児童が利用しています。

すべての幼稚園の在園者数は、平成17年から平成20年にかけてほぼ横ばい傾向でしたが、平成21年に若干の減少があります。

■幼稚園の施設数

名 称	公立・私立	定員	入園児数	入園率	利用者数内訳		
					3歳	4歳	5歳
英和幼稚園	私立	2440	1493	61.2%	364	561	568
エンゼル幼稚園	私立						
大芦幼稚園	私立						
鴻巣幼稚園	私立						
鴻巣ひかり幼稚園	私立						
鴻巣松原幼稚園	私立						
吹上中央幼稚園	私立						
まむろ幼稚園	私立						
箕田幼稚園	私立						

出典：学校基本調査。定員等は鴻巣市全体（平成21年5月1日現在）

■幼稚園の在園者数

名 称	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
英和幼稚園	1,544	1,556	1,553	1,557	1,493
エンゼル幼稚園					
大芦幼稚園					
鴻巣幼稚園					
鴻巣ひかり幼稚園					
鴻巣松原幼稚園					
吹上中央幼稚園					
まむろ幼稚園					
箕田幼稚園					

出典：学校基本調査。（各年5月1日現在）

(3) 家庭保育室の状況

家庭保育室の施設数は3施設あり、0歳から2歳までの児童が現在利用しています。家庭保育室の利用者推移では、平成20年と平成21年の利用者延べ人数は各保育室ともに増加となっています。

■家庭保育室

名 称	定員	利 用 者 数			
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児以上
戸井田家庭保育室	7	0	0	4	0
家庭保育室おりそう	8	1	0	4	0
たかいたかい保育園	11	0	1	1	0

出典：保育課資料（平成21年5月1日現在）

■家庭保育室利用者数（延べ利用者数）

名 称	平成19年	平成20年	平成21年
戸井田家庭保育室	5	3	4
家庭保育室おりそう	—	3	5
たかいたかい保育園	—	—	2

出典：保育課資料（各年5月1日現在）

(4) 学童保育室の状況

学童保育室は、20施設あります。入所児童数は低学年の入所児童数が多く、高学年の入所児童数は少ない状況です。

入所児童数の推移をみると年々増加して、平成21年は合計で946人となっています。

名 称	小学校区
鴻巣学童保育室	鴻巣東小学校
赤見台第一学童保育室	赤見台第一小学校
あたご学童保育室	松原小学校
神明学童保育室	鴻巣北小学校
常光学童保育室	常光小学校
中央学童保育室	鴻巣中央小学校
笠原学童保育室	笠原小学校
赤見台第二学童保育室	赤見台第二小学校
南学童保育室	鴻巣南小学校
南第二学童保育室	鴻巣南小学校
田間宮学童保育室	田間宮小学校
馬室学童保育室	馬室小学校
箕田学童保育室	箕田小学校
吹上学童保育室	吹上小学校
下忍学童保育室	下忍小学校
大芦学童保育室	大芦小学校
小谷学童保育室	小谷小学校
屈巣学童保育室	屈巣小学校
広田学童保育室	広田小学校
共和学童保育室	共和小学校

出典：保育課資料（平成21年5月1日現在）

■年度別施設別入所児童数

名 称	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
鴻巣学童保育室	41	53	58	62	65
赤見台第一学童保育室	45	54	51	51	56
あたご学童保育室	45	51	68	77	69
神明学童保育室	58	65	63	45	48
常光学童保育室	18	12	15	15	13
中央学童保育室	78	78	65	73	75
笠原学童保育室	17	15	16	14	13
赤見台第二学童保育室	32	30	36	38	28
南学童保育室	59	56	73	80	49
南第二学童保育室	—	—	—	—	25
田間宮学童保育室	82	88	94	91	84
馬室学童保育室	42	39	43	46	43
箕田学童保育室	60	65	60	64	51
吹上学童保育室	62	77	94	91	100
下忍学童保育室	51	46	45	64	60
大芦学童保育室	38	38	36	44	36
小谷学童保育室	—	—	7	13	19
屈巣学童保育室	22	29	30	36	30
広田学童保育室	39	40	40	45	58
共和学童保育室	—	—	17	22	24
合計	789	836	911	971	946

出典：統計こうのず、保育課資料（各年5月1日現在）

■学年別施設別入所児童数

名 称	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
鴻巣学童保育室	20	16	12	14	2	1	65
赤見台第一学童保育室	15	18	11	12	0	0	56
あたご学童保育室	19	22	20	7	1	0	69
神明学童保育室	14	13	12	9	0	0	48
常光学童保育室	1	6	4	2	0	0	13
中央学童保育室	25	22	12	16	0	0	75
笠原学童保育室	5	2	3	3	0	0	13
赤見台第二学童保育室	9	7	12	0	0	0	28
南学童保育室	11	21	13	4	0	0	49
南第二学童保育室	7	4	10	4	0	0	25
田間宮学童保育室	23	29	17	15	0	0	84
馬室学童保育室	14	16	11	2	0	0	43
箕田学童保育室	12	12	10	15	1	1	51
吹上学童保育室	27	25	20	19	3	6	100
下忍学童保育室	11	21	19	9	0	0	60
大芦学童保育室	7	11	5	5	4	4	36
小谷学童保育室	7	4	4	1	3	0	19
屈巣学童保育室	10	3	8	4	4	1	30
広田学童保育室	20	14	15	9	0	0	58
共和学童保育室	7	6	9	1	1	0	24
合計	264	272	227	151	19	13	946

出典：保育課資料（平成21年5月1日現在）

(5) 児童館、ファミリー・サポート・センターの状況

児童館の利用者数は、年々増加して平成20年は128,226人となっています。

ファミリー・サポート・センター会員の合計の推移をみると増加傾向にあり、利用件数についても増加していることがわかります。

■児童館利用者の推移

名 称	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
児童館利用者数	127,753	129,255	139,346	128,226

出典：統計こうのす、子育て支援課資料（児童、一般含む）

■ファミリー・サポート・センター

		平成18年	平成19年	平成20年
会員数	依頼会員	140	203	248
	提供会員	57	57	73
	両方会員	6	7	12
	合計	203	267	333
利用件数		1,030	1,605	2,048

出典：次世代育成支援対策交付金実績報告（各年度）

(6) 公園等の遊び場の状況

公園や遊び場の状況をみると、公園施設は増加傾向にあり平成21年の公園施設の合計は129施設、緑地は22施設、緑道は1施設となっています。

■公園（か所）

区 分	平成19年	平成20年	平成21年
街区公園	97	96	120
近隣公園	6	6	6
総合公園	2	2	2
緑地	12	14	22
緑道	—	—	1
歴史公園	1	1	1

出典：統計こうのす（各年1月1日現在）

(7) 児童の虐待、いじめ・不登校の状況

児童虐待認知件数の推移をみると年々増加して、平成20年は114件の報告がありました。
いじめ・不登校の件数は平成20年で、いじめ13件、不登校88件の報告がありました。

■児童虐待認知件数

区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
児童虐待認知件数	64	91	85	114

出典：子育て支援課資料（各年度）

■いじめ・不登校の認知件数

区 分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
いじめ件数	20	37	18	13
不登校件数	83	77	101	88

出典：【いじめ件数】学校教育課資料（各年度）
【不登校件数】統計こうのす（各年5月1日現在）

4. ニーズ調査結果の概要

(1) 調査概要

鴻巣市に在住の就学前児童、就学児童(小学1年生から小学4年生)のいる世帯に調査を行いました。

区分	就学前児童	就学児童
調査対象地域	鴻巣市全域	
調査形式	アンケート調査	
配布・回収方法	郵送配布・郵送回収	
調査期間	平成21年1月19日～平成21年2月7日	

■回収結果

区分	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,000	554	55.4%
就学児童	1,000	563	56.3%
合計	2,000	1,117	55.9%

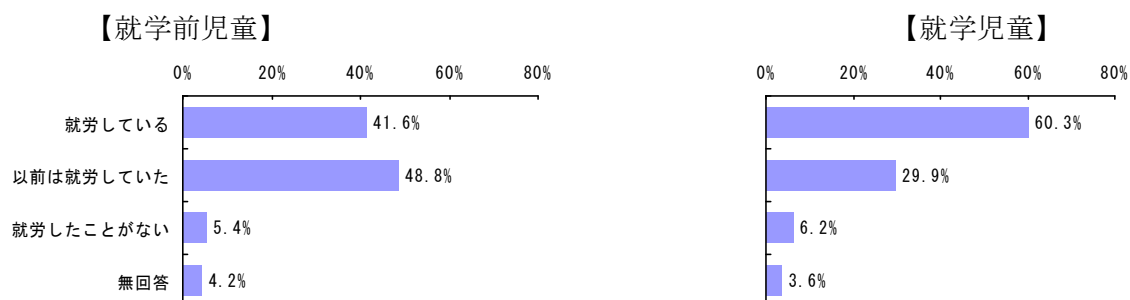
(2) 調査結果の概要

① 母親の就労状況

「就労している」の回答は就学前児童が41.6%、就学児童が60.3%と多く、就労形態はパート・フルタイムが多くなっています。

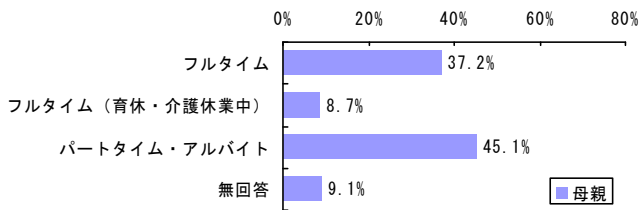
未就労者の今後の就労希望は、「有(すぐにでも、もしくは1年より先)」が就学前児童で90.4%、就学児童では80.9%と大半の母親が就労を希望し、就労形態としては、「パートタイム、アルバイト等による就労」が大半を占めています。現状では、就労していない方(専業主婦(夫)等)も子どもがある程度大きくなったら就労したいとする母親も多く、今後、現在の専業主婦の方も就労し、共働き家庭が多くなることが見込まれます。

■就労状況

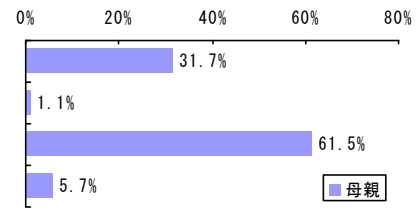


■就労形態

【就学前児童】

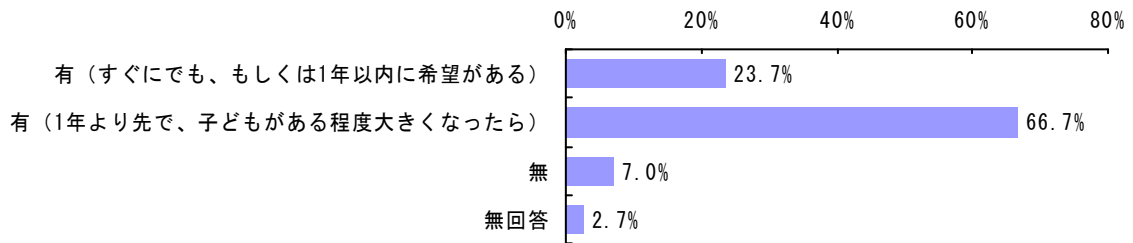


【就学児童】

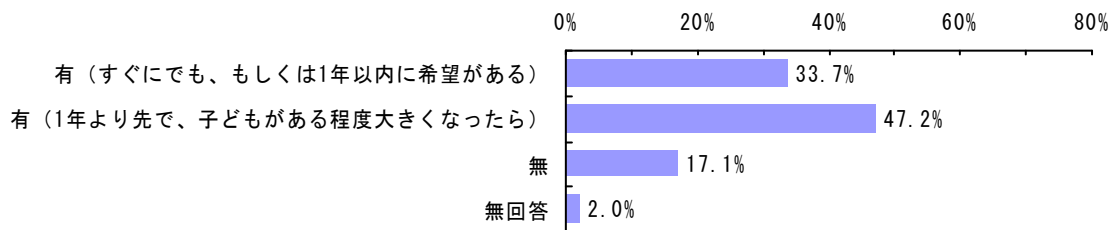


■今後の就労希望

【就学前児童】



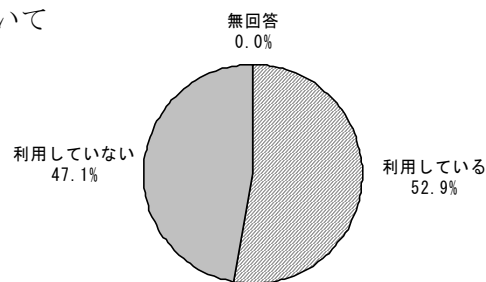
【就学児童】



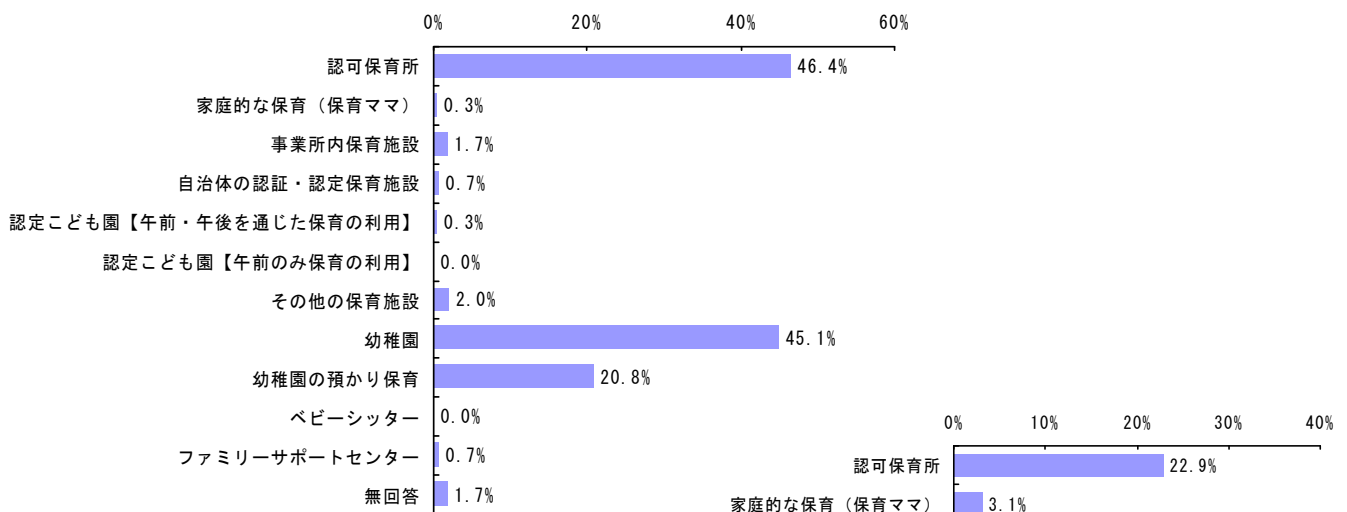
② 保育サービスの利用状況

「利用している」が52.9%、「利用していない」が47.1%と、利用の有無については利用している方の割合が多くなっています。「利用している」のは「認可保育所」が46.4%と最も多く、次いで「幼稚園」が45.1%となっています。今後の利用したいサービスは「病児・病後児保育」が26.2%と多く、次いで「認可保育所」、「一時保育」となっています。利用したい理由としては、「そのうち就労したいと考えている」が27.1%と多く、次いで「現在就労している」が10.5%となっており、合わせて3割以上が就労の都合により保育サービスを利用したいと回答しています。

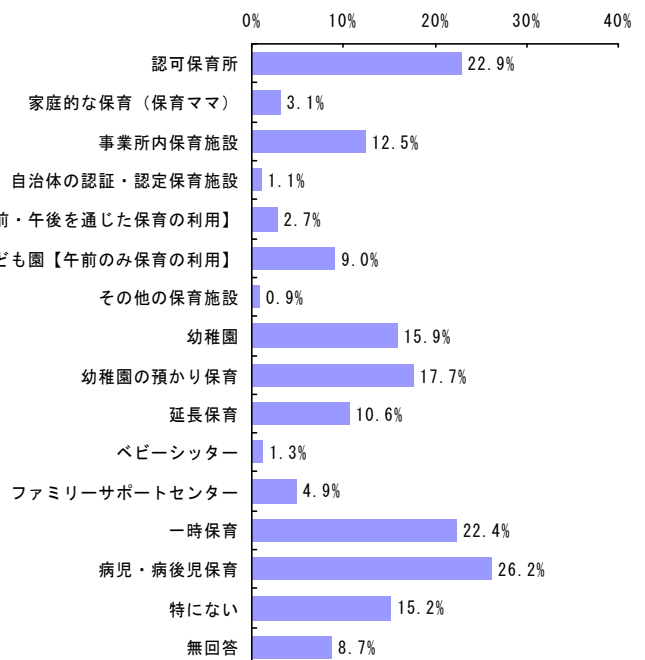
■ 保育サービスの利用について
(就学前児童)



■ 現在、利用している保育サービス (就学前児童)



■ 今後、利用したい保育サービス
(就学前児童)



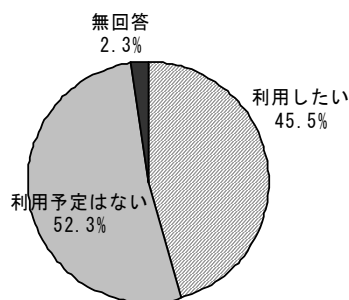
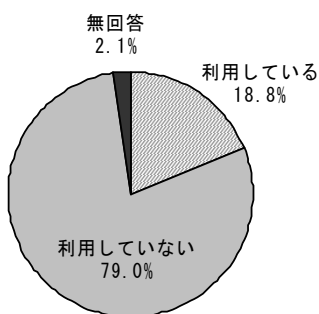
③ 学童保育の利用状況

利用者が18.8%、未利用者が79.0%。利用の理由は「現在就労している」が81.1%で大半を占めています。未利用の理由は、「現在就労していないから」が43.5%と多くなっています。今後の利用意向は、現在利用していない人のうち、15.1%が今後「利用したい」と回答しています。

また、来年度就学予定の児童を持つ保護者の方の利用意向については、「利用したい」が45.5%、「利用予定はない」が52.3%となっています。

■学童保育の利用について（就学児童）

■来年度就学予定の児童の利用意向（就学前児童）



④ 仕事と子育て・家事について

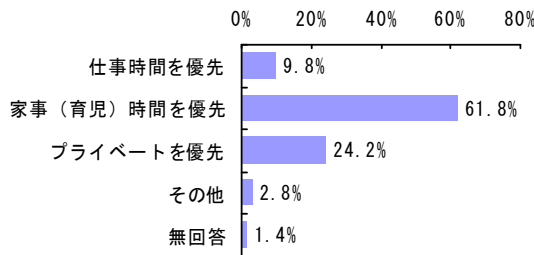
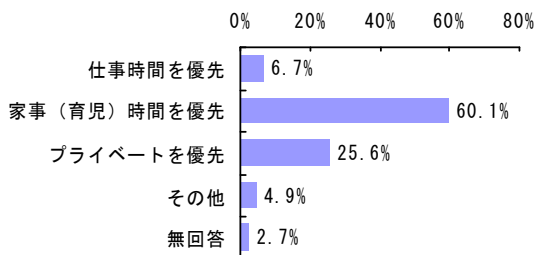
生活の中の時間で最も優先させたい希望は、就学前児童、就学児童ともに「家事(育児)」が6割以上となっています。現実としては就学前児童、就学児童ともに「家事(育児)」を優先している割合が高く、6割以上となっています。

■仕事と子育て・家事について

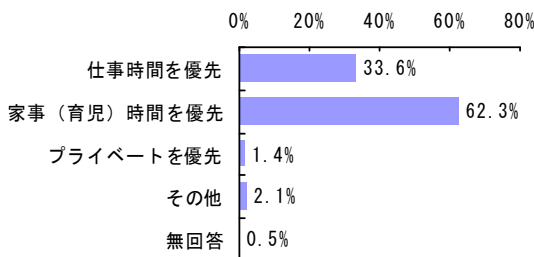
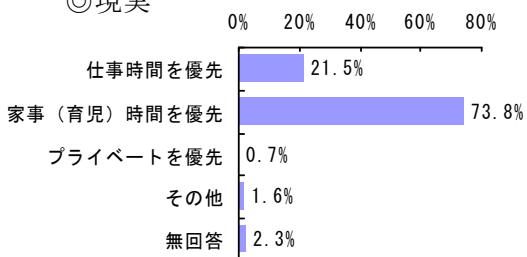
【就学前児童】

【就学児童】

◎希望



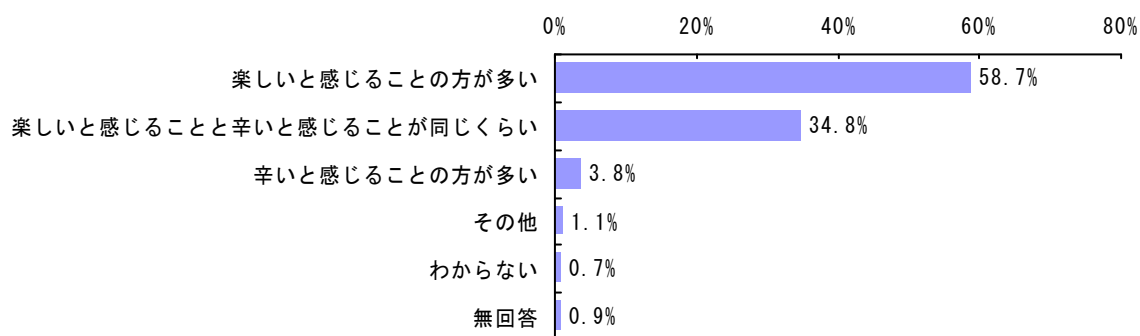
◎現実



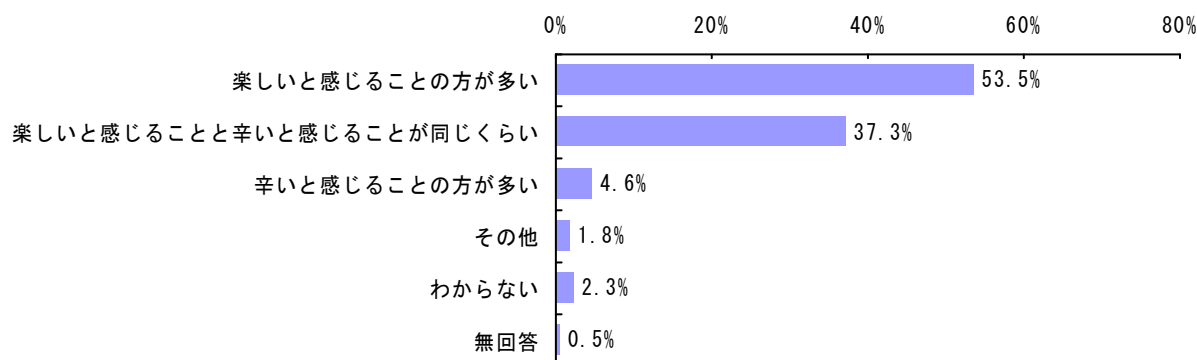
⑤ 子育ての不安と悩みについて

子育てに関して不安や負担などを感じているかについて、「辛いと感じることの方が多い」割合が、就学前児童では3.8%、就学児童では4.6%となっていますが、子どもが就学しても辛さが変わらないことがうかがえます。一方、「楽しいと感じることの方が多い」ではともに約5割以上の回答となっています。

【就学前児童】



【就学児童】

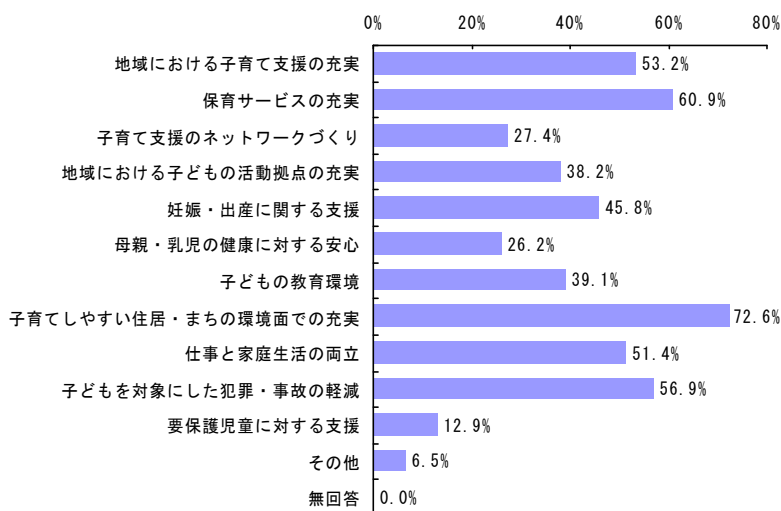


⑥ 子育てをする中で有効な支援や対策について

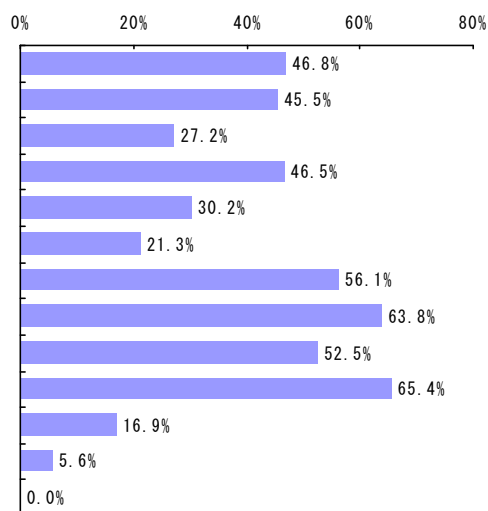
就学前児童では「子育てしやすい住居、まちの環境面での充実」が7割以上、就学児童では「子どもを対象とした犯罪・事故の軽減」、「子育てしやすい住居、まちの環境面での充実」が6割以上と最も多くなっています。

また、「保育サービスの充実」や「子どもの教育環境」についても、回答が多く、必要性の高い施策であることがうかがえます。現在、子育てで辛さを感じている保護者では、辛さを解消するために必要なこととして「子育てしやすい住居、まちの環境面での充実」がともに多く、子育てしやすい住居等が求められていることがうかがえる結果となっています。

【就学前児童】



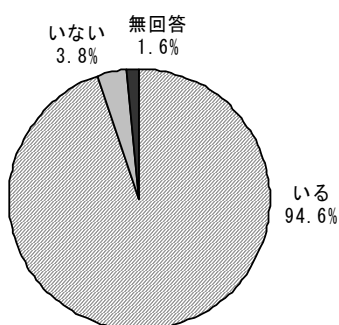
【就学児童】



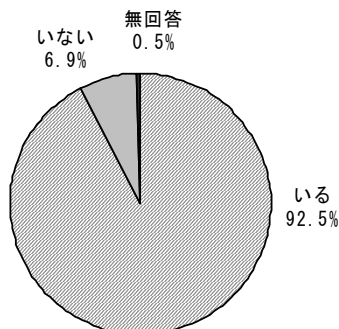
⑦ 子育てに関する相談相手の有無について

ともに9割以上が「いる」と回答していますが、「いない」については「就学前児童」が3.8%であるのに対し、「就学児童」では6.9%と子どもの成長に伴い相談相手のいない割合が多くなる傾向がうかがえます。子育てに関する相談相手については、「就学前児童」「就学児童」ともに「親や家族」、「近所の人・友人」と身近でより親しみやすい人に相談している人が多くなっています。

【就学前児童】

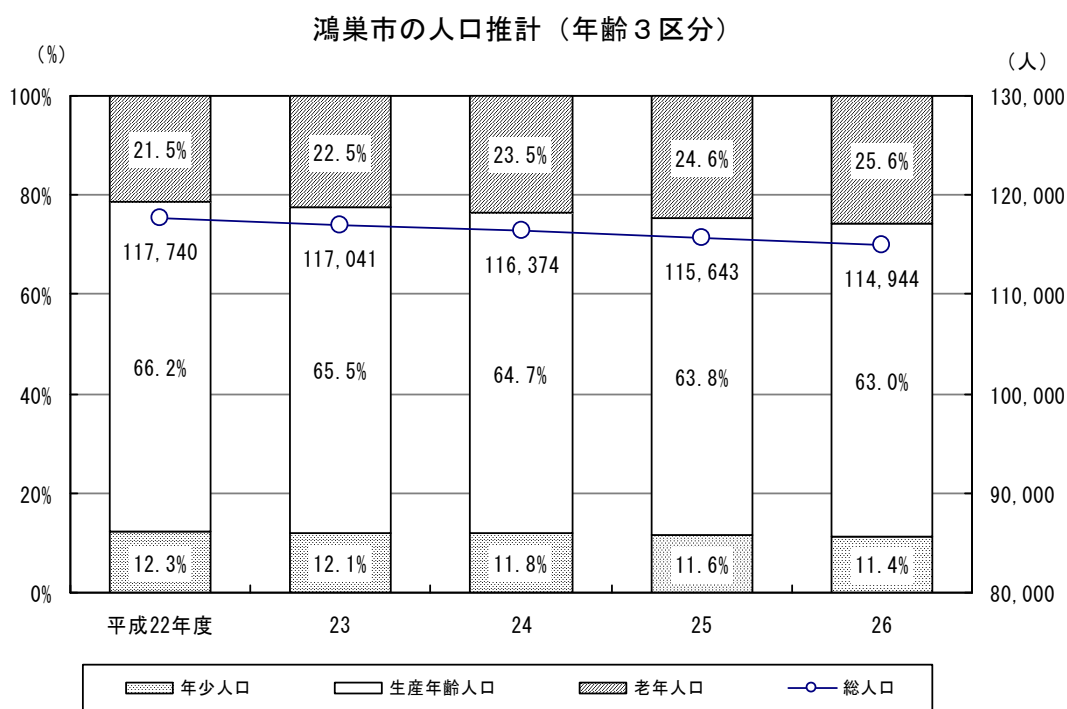


【就学児童】



5. 児童人口推計

鴻巣市の人口推計をみると、年々減少傾向となっています。一方、年齢3区分別人口割合の平成22年から平成26年までをみると、年少人口で0.9ポイントの減少が見られ、老年人口で4.1ポイントの増加がみられます。今後、少子高齢化が急速に進展していくことがうかがえます。



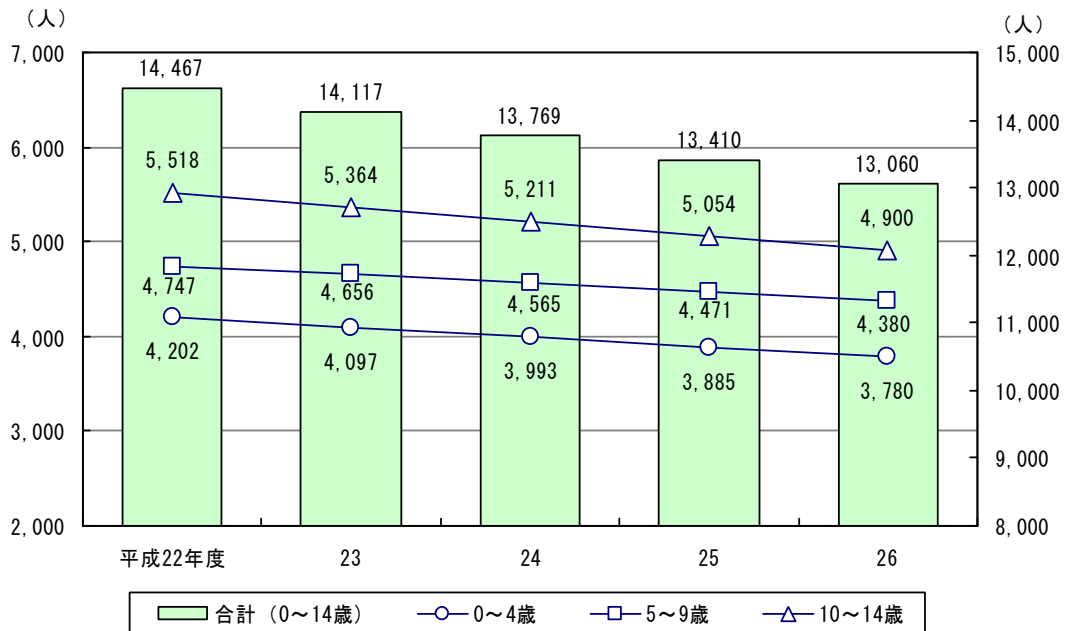
資料：厚生労働省から提供された将来人口推計ワークシートをもとに、平成2、7、12、17年のデータからコーホート変化率法で算出

	平成22年度	23	24	25	26
年少人口	14,467	14,117	13,769	13,410	13,060
生産年齢人口	78,000	76,608	75,237	73,834	72,442
老年人口	25,273	26,316	27,368	28,399	29,442
総人口	117,740	117,041	116,374	115,643	114,944

	平成22年度	23	24	25	26
年少人口	12.3%	12.1%	11.8%	11.6%	11.4%
生産年齢人口	66.2%	65.5%	64.7%	63.8%	63.0%
老年人口	21.5%	22.5%	23.5%	24.6%	25.6%
総人口	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

■ 児童人口の推計

児童人口（0歳～14歳）の推計をみると、年々減少することが予想され、平成26年の0～4歳人口は3,780人で、平成22年の人口と比較すると422人の減少が予想されます。



	平成22年度	23	24	25	26
0～4歳	4,202	4,097	3,993	3,885	3,780
5～9歳	4,747	4,656	4,565	4,471	4,380
10～14歳	5,518	5,364	5,211	5,054	4,900
合計 (0～14歳)	14,467	14,117	13,769	13,410	13,060





第3章 後期計画の目標と重点事業

1. 基本目標

基本目標1 地域における子育ての支援

核家族化の進展や近隣関係との関わりが薄れる中で、かつて家族や隣近所が担ってきた子育て機能が低下しつつあります。すべての子育て家庭が喜びを感じ安心して子育てができるよう、利用者のニーズに応える保育サービスの充実を図るとともに、子育て家庭の情報交換や交流の場、子どもたちが安全に安心して過ごせる場の提供など、きめ細かな子育て支援を地域全体で進める環境づくりを推進します。

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

すべての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、保健や医療、福祉、教育などの各分野が連携し、妊娠・出産から乳幼児期、思春期に至るまで成長に合わせた継続的な育児支援の取組を推進します。

また、食を通じての豊かな人間性の形成や良好な家族関係づくりによる、心身の健全育成を図るため「食育」に関する理解と普及に努めます。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

核家族化の進行や地域のつながりが希薄となる中で、子どもたちの成長にとって大切な交流機会の減少や家庭や地域の教育力の低下など、子どもたちの健やかな成長が懸念されます。

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、家庭や学校、地域、行政が連携しながら、教育環境の整備・充実を図るとともに様々な交流活動等を通じて家庭や地域の教育力を総合的に高めるための取組を進めます。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭が、安心して生活していくためには、安全でのびのびと暮らせる生活空間が必要となっています。

居住環境の充実や安全な道路交通環境の整備、安心して外出できるよう、様々な施設や建築物のバリアフリー化や子どもの魅力的な遊び場の整備など、安心して子育てができる生活環境の整備に努めます。

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

生活の価値観や働くことに対する意識の多様化に伴い、男性を含めたすべての人が仕事と生活のバランスのある多様なライフスタイルを選択しつつ、仕事と子育ての両立ができるような働きやすい環境づくりが求められています。

このため、労働者や事業主、地域住民に対する広報・啓発を推進するとともに家族が協力して子育てと仕事の両立ができるように、さまざまな働き方に対応したサービスの充実や利用しやすい子育てサービス等の提供に努めます。

基本目標6 子ども等の安全の確保

子どもが交通事故、犯罪等の被害に巻き込まれるケースが多くなっています。

交通事故や犯罪から子どもを守るため、行政、地域、学校等による連携・協力体制の強化を図り、子どもの視点に立った、交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進し、犯罪等の防止に配慮したまちづくりを推進します。

また、犯罪、いじめ、児童虐待等による被害を受けた子どもに対するきめ細やかな支援など関係機関と連携した取組を進めます。

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

少子化や核家族化の進展に伴い、子育て家庭の育児の孤立が進み、母親への育児負担が増える傾向にあります。育児不安や子どもの発達などについて悩みを持つ親も増えていきます。

このため、支援の必要な児童や家庭へのきめ細かな取組や要保護児童や家庭を見守り、支え合う地域ぐるみの活動の推進が必要です。

子どもの権利・人権を大切に、地域全体で見守る活動の推進を図るとともにひとり親の増加や障がいの多様化、複雑化に伴い、支援の必要な子どもやその家族に対し、きめ細かな相談・支援体制の充実を推進します。



2. 重点事業

<将来像>

あす
次代の夢咲く
子育てNo.1のまち こうのす

<基本的視点>

- 1 子どもの自立支援
- 2 楽しい家庭づくり
- 3 子育てコミュニティの形成

<3つの重点事業>

1 子どもの自立支援に関する重点事業

- 事業 No. 46 ○児童センター（児童館）・こども交流の家の充実と施設整備（新規）
- 事業 No. 47 ○中高生の居場所・出番づくり
- 事業 No. 51 ○放課後子ども教室の推進

2 楽しい家庭づくりに関する重点事業

- 事業 No. 21 ○待機児童ゼロ作戦（新規）
- 事業 No. 136○男女共同参画意識の醸成
- 事業 No. 147○家庭・子育てについての学習機会の充実
- 事業 No. 163○要保護児童対策地域協議会（新規）

3 子育てコミュニティの形成に関する重点事業

- 事業 No. 3 ○地域子育て支援拠点（サロン型）の開設（新規）
- 事業 No. 34 ○子育て支援ネットワークの構築（新規）
- 事業 No. 116○総合型地域スポーツクラブの育成と支援
- 事業 No. 118○赤ちゃんのためのおはなし会（新規）

3. 施策の体系

次代の夢咲く 子育てNo.1のまち こうのす

基本目標	基本施策	(ページ)
1. 地域における子育ての支援	(1) 地域における子育て支援サービスの充実	(36)
	(2) 保育サービスの充実	(38)
	(3) 子育て支援のネットワークづくり	(40)
	(4) 児童の健全育成	(41)
2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	(1) 子どもや母親の健康の確保	(44)
	(2) 食育の推進	(46)
	(3) 思春期保健対策の充実	(47)
	(4) 小児医療の充実	(48)
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(1) 次代の親の育成	(49)
	(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	(50)
	(3) 家庭や地域の教育力の向上	(53)
	(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	(54)
4. 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 良質な住宅の確保	(55)
	(2) 良好な居住環境の確保	(56)
	(3) 安全な道路交通環境の整備	(57)
	(4) 安心して外出できる環境の整備	(58)
	(5) 安全・安心まちづくりの推進等	(58)
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進等	(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	(59)
	(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	(61)
6. 子ども等の安全の確保	(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	(62)
	(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	(63)
	(3) 被害に遭った子どもの保護の推進	(64)
7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	(1) 児童虐待防止対策の充実	(65)
	(2) 母子家庭等の自立支援の推進	(66)
	(3) 障がい児施策の充実	(67)

4. 目標事業量

次世代育成支援対策推進法により、保育サービスを中心とした子育て支援事業について、具体的な数値目標を掲げることとされています。

事業名		21年度 実績見込み	26年度 目標事業量
1	平日昼間の保育サービス		
	3歳未満児	405人	447人
	3歳以上児	946人	1,044人
2	延長保育事業	2,367人 14か所	3,021人 14か所
3	学童保育事業 (小学1年生～3年生)	760人 20か所	849人 20か所
4	地域子育て支援拠点事業	3か所	8か所
5	ファミリー・サポート・センター事業	1か所	1か所
6	一時預かり事業	3,492人 5か所	3,492人 5か所

※「延長保育事業」と「一時預かり事業」は、延べ利用人数。





第4章 後期計画の施策と取組

1. 地域における子育ての支援

少子化、核家族化、地域や人間関係の希薄化が進む中、子育て家庭が孤立化し、子育てに負担を感じる親が多くなっています。

子育て家庭が安心して子育てができるよう、子育て支援におけるネットワークづくりや保育サービスの充実に取り組むとともに、地域や保育所、各関係機関等の協力のもと、児童の健全育成に努め、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

少子化や核家族化の進行により、地域社会との交流機会が減少し、家庭や地域での子育て機能の低下や育児に係る経済的負担増などにより、子育てに不安や負担感を抱え孤立する子育て家庭の増加が懸念されています。

すべての子育て家庭の保護者に対して育児不安を緩和する取組など多様な支援が求められています。子育て不安を解消するためには、様々な保育需要に応じた保育サービスの提供とともに、親子が気軽に集い交流できる場や子育てに関する情報提供、相談体制を充実することが必要です。

【施策目標】

すべての子育て家庭への支援を行うため、地域における様々な子育て支援サービスの充実と親子が交流できる場の提供、経済的負担の軽減を図ります。

また、きめ細かな子育て支援を実現するため相談体制の充実に努めます。

【主な事業】

■子育て支援サービス情報の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
1	子育てガイドブックの作成	子育て家庭に対する情報提供のため、子育て支援制度や子どもの遊び場など様々な情報を掲載した「子育てガイドブック」を作成・配布します。	子育て支援課
2	「パパママ応援ショップ」の利用啓発	埼玉県が実施する子育て家庭優待制度「パパママ応援ショップ」の周知や利用啓発とともに協賛店の拡大を図ります。	子育て支援課
3	地域子育て支援拠点（サロン型）の開設（重点事業）	公共施設等を活用し、子育て情報の提供や親子が気軽に集い、交流・相談できる場を提供します。	保育課

■子育て支援サービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課
4	幼稚園での預かり保育の支援	保護者の希望に応じて、正規の教育時間終了後も、園児を園内で預かる保育の実施を支援し、促進します。	子育て支援課
5	子育て支援活動の充実	主任児童委員や保健センターと連携し、養育支援を必要とする家庭を見守り支援する体制づくりを推進します。	子育て支援課
6	地域子育て支援センター	育児相談や子育てグループの育成など、地域における子育て支援の中心的な役割を果たす地域子育て支援センターを中心に子育て支援ネットワークの構築を推進します。	保育課
7	学童保育事業	授業終了後児童施設等を利用して、適切な遊びや生活の場を設け、健全な育成を図ります。	保育課
8	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、保護を行います。	保育課
9	病後児保育	病気回復期のための集団保育が困難な児童で、保護者の勤務等により家庭で保育を行うことができない児童の保育を行うための施設整備等について検討します。	保育課
10	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい方（協力会員）と援助を受けたい方（依頼会員）を会員として登録し、会員間の育児の相互援助活動を支援します。	保育課

■相談体制の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
11	主任児童委員等の取組	家庭の意向を把握しながら、民生委員・児童委員と主任児童委員による子育て支援を進めます。	福祉課
12	こんにちは赤ちゃん事業	乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握、養育についての相談・助言等の支援を行います。	子育て支援課
13	養育支援家庭への支援	保護者の養育や出産後の養育等の支援を必要とする家庭については、関係機関等と連携を強化し、養育に関する指導・助言等の支援を継続して行ないます。	子育て支援課
14	家庭児童相談室	家庭における適正な児童の養育と、養育に関連して発生する種々の児童問題の解決を図るため専門的に相談、指導を行います。 また、複雑、多様化した相談に対しては、関係機関と連携協力し家庭及び児童への面談や訪問等を行うなど支援体制の充実を図ります。	子育て支援課
15	育児相談	市内14か所の保育所で実施している育児相談について、広報などで周知を図るとともに、保育所による相談事業の充実を図ります。	保育課

■経済的負担の軽減

No.	事業名	事業内容	担当課
16	こどもの医療費支給事業	義務教育終了までのこどもの医療費の無料化を維持します。	子育て支援課
17	児童（子ども）手当制度などの普及・活用	児童（子ども）手当制度などの一層の普及を図るため、広報やリーフレットを活用し、制度の普及・啓発に努めます。	子育て支援課
18	幼稚園保育料などの負担軽減	幼稚園の保護者の負担軽減を図るために、私立幼稚園就園奨励費補助金交付制度、健康診断補助金制度、入園準備金貸付制度などの充実を図ります。	子育て支援課
19	保育所保育料の負担軽減	保育所の保育料が、保護者にとっての過度の負担にならないように、国へ要望します。	保育課

（2）保育サービスの充実

【現状と課題】

近年、働く女性は、増加傾向にあり、子育て家庭においても母親の就労意欲も高い傾向にあることから、安心して仕事と子育ての両立ができるよう多様なニーズに対応する必要があります。

子育てと仕事の両立を支援するため、就労形態など状況に応じた利用しやすい保育サービスを提供できる環境を整え、より一層の保育サービスの充実を図ることが必要です。

【施策目標】

就業形態やライフスタイルの多様化に応じ、子育てと仕事の両立ができるよう、保育ニーズに応じた多様な保育サービスの提供や保育サービスの質の向上を図るための人材の育成に努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
20	保育内容の充実	異学年での遊びを通し、個々の権利の尊重と義務の履行を習得させるとともに、児童の豊かな心を育てます。 また、障がいを持つ児童の受け入れ体制を充実するため、指導員の加配を積極的に行います。	保育課
21	待機児童ゼロ作戦 (重点事業)	民間保育園の入所定員の拡大及び認可保育園、認定こども園の新設により、定員拡大を図ることを計画的に進め、待機児童解消に努めます。	保育課
22	期間限定保育	利用者のニーズをみながら、長期休暇などの期間限定型の保育についても受け入れ方法などを検討します。	保育課

(つづき)

No.	事業名	事業内容	担当課
23	保育サービスの充実	延長保育や一時預かりに加え、休日保育の実施を検討します。	保育課
24	トワイライトステイ事業	児童を養育している家庭の保護者が残業等により、家庭における児童の養育が困難になった場合に児童養護施設などで生活指導、夕食の提供等を行うトワイライトステイ事業の導入を検討します。	保育課
25	幼稚園・保育所一体化の推進	民間幼稚園の保育事業参入を推進します。	保育課
26	認可外保育施設の育成	家庭保育室など、認可外保育施設の保育内容充実のための指導・監督に努めるとともに、運営に対する支援を充実させていきます。	保育課
27	発達や個性に応じた保育	一人一人の発達状況や個性に応じた、多様な遊びの体験など、子どもにとって楽しい保育の場を提供します。 また、食育を含めた保育内容の向上に努めます。	保育課
28	保育所・幼稚園の連携	保育所と幼稚園の保育・教育内容、子育て支援、保育士・教諭の研修などについて連携に努めます。	保育課
29	保育所地域活動事業	老人福祉施設などへの訪問や地域の高齢者を招待し、劇や季節的行事などを通じて世代間のふれあいを目的とする保育所地域活動事業の充実に努めます。	保育課
30	保育士の資質の向上	行政研修、所内研修、派遣研修、所長研修などを充実し、保育士などの資質の向上を図ります。	保育課
31	指導員の研修	家族に代わって児童を保育する指導員の資質の向上のため、指導員研修会への参加を促進します。	保育課
32	保育施設の安全管理	日常的な目視確認や定期保守点検などにより、非常用設備をはじめ施設全体についての安全管理に努めます。	保育課

(3) 子育て支援のネットワークづくり

【現状と課題】

子育てを社会全体で支援するためには地域、保育所、幼稚園、学校などが連携をとり、地域の子育てに関する情報や活動の情報を子育て家庭に提供するなど、地域が協力して子育てを支援する環境整備が必要です。

子育てサークルの育成や、地域における子育て支援関係機関や各種団体等と連携して、子育て支援のネットワークを構築することが重要です。

【施策目標】

地域での子育て支援ネットワークを構築し、子育て関連の情報を交換する場づくりや子育てサークルでの交流を促進するなど、人々が気軽に集え、交流を広げていく場づくりに努めます。

【主な事業】

■子育てコミュニティづくり

No.	事業名	事業内容	担当課
33	子どもに温かく接する地域づくり	自治会・町内会などを中心に、地域の人々が皆子どもに対し温かく接してくれる地域づくりを促進します。	市民活動推進課
34	子育て支援ネットワークの構築 (重点事業)	子育て NPO や子育てサークル、子育て支援を担う関係機関などの相互の情報を共有できるようネットワークを構築します。	子育て支援課
35	子どもにかかわるコミュニティ活動	保護者が参加できるよう配慮し、子ども会活動など、子どもにかかわるコミュニティ活動への保護者の参加を促進します。	生涯学習課
36	保護者活動への支援ボランティアの育成	子育てサークルや子ども会、スポーツ少年団、PTAなどの保護者の自主的な活動を支援するボランティアの育成に努めます。	生涯学習課
37	子どもの体験活動などの支援	伝承遊び・生活体験・仕事体験・スポーツ・文化活動などの体験活動にかかわる地域の人材を集結し、ボランティア体制の整備を図ります。	生涯学習課



■子育て支援活動の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
38	地域行事への参画	地域における子どもたちが、各世代間の人たちとの交流が盛んにできるコミュニティづくりをめざし、関係機関に働きかけます。	市民活動推進課
39	子育てグループの支援	子育てサークル等の活動機会の提供や子育て支援事業への参加機会の提供を通じて、子育てサークルが活躍できる場を充実します。	子育て支援課
40	P T A 連合会活動の促進	P T A 連合会活動を通して、保護者の交流を図るとともに、子育てのために地域づくりの充実を図ります。	生涯学習課

（４）児童の健全育成

【現状と課題】

近年の児童数の減少は、近所に同世代の友達がいらないなど、仲間と一緒に遊ぶ機会が減少し、社会性や自主性、協調性を養うことができにくくなっています。

子どもたちの健全育成を図るには、地域全体で取り組むことが不可欠であり、子どもたちに世代間交流の機会を提供することや様々な地域活動を推進し、子どもたちを健やかに育てることのできるまちづくりが必要です。

【施策目標】

地域の子ども同士が交流する中で、子どもたちの自主性や協調性を育む環境づくりや地域の子育て機能の向上に努めます。

【主な事業】

■子どもの権利・尊重

No.	事業名	事業内容	担当課
41	子どもの権利尊重についての広報活動	「児童の権利に関する条約」をはじめ、子どもの人権が尊重されるまちづくりを目指して、講演会の開催など、あらゆる媒体・機会をとらえ広報活動を推進します。	やさしさ支援課

■社会全体の関心の喚起

No.	事業名	事業内容	担当課
42	少子化、子育て支援の啓発	少子化や子育ての社会化の必要性、子育て支援の取組に関する情報を広報や市ホームページ等を活用し、周知するとともに出前講座等の実施により啓発活動を推進します。	子育て支援課
43	企業の社会貢献	商工会と協力し、広報、パンフレットなどで呼びかけ、青少年健全育成に対する商店や企業の社会貢献の取組を促進します。	商工観光課

■多様な学習・体験機会の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
44	児童センター事業の充実	子どもの居場所として、健全な楽しい遊び場の提供とともに様々な事業を実施し、子どもの参加を促進するための情報提供を図ります。	子育て支援課
45	託児ボランティアの育成・活用	託児ボランティア制度の導入などについて、関係団体の協力を得ながら事業化に向けての方向性を検討します。	子育て支援課
46	児童センター（児童館）・こども交流の家の充実と施設整備（重点事業）	児童に健全な遊び場を提供し、情操を豊かにすることや、世代間の交流の場として児童センターやこども交流の家の充実と児童館の施設整備を推進します。	子育て支援課
47	中高生の居場所・出番づくり（重点事業）	児童センターなどに、中高生の趣味・特技の活用、発表の場や機会の提供など、中高生の居場所・出番づくりに努めます。	子育て支援課
48	ボランティア活動	長期休暇などに、学童保育にかかわる中高生ボランティアの受け入れを検討します。	保育課
49	幼稚園・保育所の地域開放	公開保育の実施、行事（運動会や夏祭りなど）に地域の親子参加を呼びかけるなど、地域に開かれた幼稚園・保育所づくりを進めます。	保育課
50	余裕教室の活用	余裕教室を特別教室・多目的教室として活用を図るほか、生涯学習や児童福祉の場としての活用整備を検討します。	教育総務課
51	放課後子ども教室の推進（重点事業）	放課後子ども教室事業の実施について、先進市町村への視察等を含め研究を継続します。	生涯学習課
52	子ども会活動	企画・準備の段階から子ども主体の取組を進め、子ども会活動を通じて同年齢・異年齢の子どもの交流を促進します。	生涯学習課
53	青少年の地域活動の促進	青少年関係団体の育成、ジュニアリーダーの養成に努めるとともに、活動を支援します。	生涯学習課
54	楽しい子育てライフスタイルのPR	いきいきと子育てを楽しむ保護者像、親子で楽しむイベントなどの広報を充実します。	生涯学習課

(多様な学習・体験機会の充実のつづき)

No.	事業名	事業内容	担当課
55	親子参加事業	親子魚釣り大会、たこ上げ大会、各公民館の独自事業など親子で楽しめる事業を実施します。	生涯学習課
56	コミュニティ活動への子どもの参加	地域活動へ子どもの参画を促進するなど、子どもを一員として位置づけた地域コミュニティ活動を促進します。	生涯学習課
57	子どもの主体性の尊重	子ども会などの活動は、企画・準備の段階から子ども主体の取組となるよう地域での子どもリーダーの育成・指導の充実に努めます。	生涯学習課
58	健全育成指導者の育成	子どもの健全な育成を図るため、子ども会やボーイスカウトなどの青少年団体の活動を充実するとともに、健全育成指導者の育成や資質の向上を図ります。	生涯学習課
59	青少年相談員活動	青少年相談員活動の充実を図ります。	生涯学習課
60	団体指導者研修	青少年健全育成団体などのリーダーの研修を図ります。	生涯学習課
61	県青少年健全育成条例の周知・普及	青少年の健全育成を目的に制定された条例の周知・普及に努めます。	生涯学習課
62	青少年健全育成市民会議活動	青少年の健全育成のために、啓発活動やパトロール活動の充実を図ります。	生涯学習課
63	子どもにかかわる地域活動の支援	スポーツ少年団活動、ボーイスカウト・ガールスカウト活動など、地域活動を支援します。	スポーツ課
64	公民館まつりなどの開催	公民館などのイベントや講座などで、地域住民の協力による事業を開催します。	公民館
65	育児講座や親子で学ぶ場の充実	児童センターと連携を図りながら、親の学ぶ場、親子で学ぶ場を設け、いろいろな分野の育児講座を充実します。	公民館
66	公民館利用託児事業の実施	男女共同参画の視点から、生涯学習の講座やサークル活動への参加に対し、子育て世代への地域資源を活用し、託児システムの導入を検討します。	公民館
67	生涯学習施設などの活用	各種子どもの活動での利用を支援するなど、生涯学習施設などの活用を促進します。	公民館

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

乳幼児健診の場を活用した子育て中の親への相談指導等の実施や妊産婦に対する相談支援の充実など、妊娠期から乳幼児期を通じて、子どもや母親の健康の確保とともに、小児医療の充実が必要です。

また、食を通じての豊かな家族関係を図るため、食育に関する理解・普及や思春期の心と体の健康づくりなど、思春期保健対策の充実を推進します。

(1) 子どもや母親の健康の確保

【現状と課題】

妊娠・出産・育児を通じて、健康診断や訪問指導などの母子保健施策の推進が必要です。

また、育児に関する知識・経験の不足や親の交流の機会が少ないことにより、妊娠・出産、子育ての悩みや不安を持つ母親が増えていることから、妊娠期から乳幼児期の育児に対する不安を取り除く支援体制を充実させることが必要です。

【施策目標】

健康教育等の充実を図り、健康診査の充実や妊婦健康相談の実施、不妊治療の支援等の促進に努めます。

【主な事業】

■健康づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
68	親子教室	乳幼児健康診査等により親子関係や行動等について不安のある就学前児童とその保護者に親と子の遊びや交流を通して、親子の豊かな関わり方を支援します。	健康づくり課
69	禁煙・分煙の啓発	妊婦を対象にした禁煙教育や乳幼児健康診査時などにリーフレットの配布を行い、一層の知識の普及や情報の提供に努め、禁煙・分煙を働きかけます。	健康づくり課
70	健康教育の充実	妊婦や保護者などを対象とした各種健康教室を実施します。教室の内容は、参加者のニーズを可能な限り反映させるなどの工夫をし、参加しやすい教室の運営に努めます。	健康づくり課

■健康相談・支援

No.	事業名	事業内容	担当課
71	発達相談	保健センターと連携し、運動・言語面等に遅れがあると思われる乳幼児と保護者に対して臨床心理士や言語聴覚士等による相談を行います。	子育て支援課
72	母子健康手帳の交付	交付時に事業・制度の紹介に努め、活用の促進を図ります。 また、面接やアンケートなどを実施し、ハイリスク妊婦の把握に努めます。 交付時全員に、面接が行える体制を整えるように努めます。	健康づくり課
73	妊婦健康相談の実施	母子健康手帳交付時に面接などで得た情報を活かし、適切な相談を実施し、周産期乳児死亡の軽減や子育て不安への支援に努めます。	健康づくり課
74	健康診査の充実	妊婦健康診査を実施します。 乳幼児健康診査を実施します。	健康づくり課
75	5歳児健診の実施	子どもの発達や育てにくさ等の困りごとに対し、発達の見立てや育児相談を行い適切な支援へ繋げられるよう援助します。	健康づくり課
76	不妊治療の支援	埼玉県不妊治療費助成事業の助成決定者に対して、上乘せの助成を行います。	健康づくり課
77	訪問指導の実施 (妊産婦・乳幼児)	保健師・栄養士・助産師が訪問・指導し、異常の早期発見や育児などについて助言をします。	健康づくり課
78	乳幼児相談の実施	発育・発達状況を確認し、保健師・栄養士などによる相談指導を充実します。異常の早期発見や健診後の経過観察などの相談指導を行います。	健康づくり課



(2) 食育の推進

【現状と課題】

社会の変化の中で、少子化や核家族化、情報化が進み、家族のあり方や健康、食習慣に関する価値観やライフスタイルが多様化しています。個々の生活の中で食生活の乱れが心身の発達期にある子どもに悪影響を及ぼすことが懸念されます。

乳幼児期から食を通じた望ましい食習慣の定着や食文化の継承など、子どもの心身の健全育成のための施策を充実することが必要です。

【施策目標】

子どもの心身の健康づくりのため、食育の大切さを広く周知し、発育・発達過程に応じた食生活の充実に努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
79	「食育」の推進	栄養相談、各種教室を充実させ、発育・発達過程に応じた食生活の知識・技術の習得、食文化の伝承を促進し、「食」を通じて子どもの「こころ」と「からだ」の健やかな成長を支援します。関係課との連携により、小中学校でも事業を実施していきます。	健康づくり課



(3) 思春期保健対策の充実

【現状と課題】

思春期は、身体的、精神的発達が最もめざましい時期であることから、家庭や地域で思春期の心身の発達に関する認識を深め、見守りと声かけが重要です。

喫煙、飲酒、薬物乱用が青少年の心身に与える影響について、正しい知識が習得できるよう啓発活動を推進し、学校、地域、関係機関が連携した思春期の心身の健やかな発達の取組を充実させる必要があります。

【施策目標】

性に関する教育や喫煙、飲酒、薬物乱用などの影響について、正しい知識を啓発し、心身の健やかな発達を促す取組を推進します。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
80	未成年の喫煙・飲酒の予防	家庭・学校・地域が連携し、未成年の喫煙・飲酒を防止します。	学校支援課
81	性教育・学習の充実	家庭・学校・地域が連携し、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めるとともに、性や暴力を扱う有害なメディアに流されないよう青少年の情報活用能力の向上を促進します。	学校支援課
82	青少年薬物防止支援	小・中・高生を対象に、薬物の危険性を認識してもらう説明会や啓発活動を推進します。	学校支援課



(4) 小児医療の充実

【現状と課題】

小児医療体制の充実は、安心して子どもを産み育てることができる環境の基盤となるものです。特に、夜間や休日診療に対する需要は増えており、子どもの疾病対策や健康を守るうえで、小児医療の充実が必要です。

【施策目標】

安心して子どもを生み、健やかに育てる環境づくりのため、夜間や休日の小児医療の充実・確保に努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
83	予防接種の充実	予防接種に関する正しい知識の普及・啓発を行い、高い接種率の維持に努めます。	健康づくり課
84	かかりつけ医の確保の啓発と小児医療体制の充実	健康管理のために、身近な地域で継続的な医療が受けられるかかりつけ医の確保の必要性を啓発します。 また、かかりつけ医と専門病院、埼玉県小児医療センターなどの高次医療機関との連携による小児医療体制の充実に努めます。	健康づくり課
85	救急医療体制の整備	休日や夜間の急な発病に対して、休日当番医制や、夜間診療所の運営などの初期救急の充実に努めます。広報、ホームページ、鴻巣地区休日当番医当直表で情報提供に努めます。 また、中央地区第二次救急医療圏における小児救急医療の体制の整備に努めます。	健康づくり課



3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義に関する教育・啓発に努め、確かな学力の向上、豊かな心・健やかな体の育成、信頼される学校づくり、幼児教育の充実など、子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備が必要です。

次代の担い手である子どもたちが個性豊かな生活が送れるよう、家庭や学校、地域での教育力を高める取組に努めます。

また、情報化社会の進展により、子どもに悪影響を与える有害環境を防止するための浄化対策を推進します。

(1) 次代の親の育成

【現状と課題】

少子化や核家族化の進展により、兄弟姉妹の減少など身近に子育てする親の姿を見たり、乳幼児とふれあう機会を持たないまま親となり、育児に関する知識・経験不足から子育てに悩みや不安をもつ父親・母親が増えています。

次代の親となる子どもを育成するには、児童・生徒の社会性や豊かな人間性を育み、子どもを産み育てることの意義の理解や乳児とふれあう機会を提供するなど、子どもと家庭の大切さの理解が必要です。

【施策目標】

男女が協力して家を築くことや子どもを生み育てることの意義・家庭の大切さを理解できるよう、中学生や高校生が乳幼児とふれあう機会等の充実に努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
86	青少年子育てふれあい体験	青少年を対象に子育てや子どもとふれあえる場の提供に努めます。	子育て支援課
87	乳児・幼児とのふれあい学習	保育所などにおいて、中学生・高校生の保育体験学習の充実を図ります。	保育課
88	学校教育を通じた指導の充実	小学校の「家庭」、中学校の「技術・家庭」における実践的・体験的な学習を通して、男女が協力する家庭の在り方や家族の人間関係、子育ての意義などの指導を充実します。	学校支援課

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

【現状と課題】

社会の変化に対応し主体的に生きる力を備えた児童・生徒の育成や確かな学力、豊かな心の育成を目指す教育環境が望まれます。

次代を担う子どもの育成には、家庭や学校、地域など社会全体の連携が必要です。自ら学ぶ力と豊かな心を育む特色ある学校教育の推進、開かれた学校づくりや地域と学校との連携による多様な体験活動を進めることが必要です。

【施策目標】

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を身につけることができるよう、学校の教育環境の整備と豊かな心を育む取組の推進に努めます。

【主な事業】

■教育相談の充実

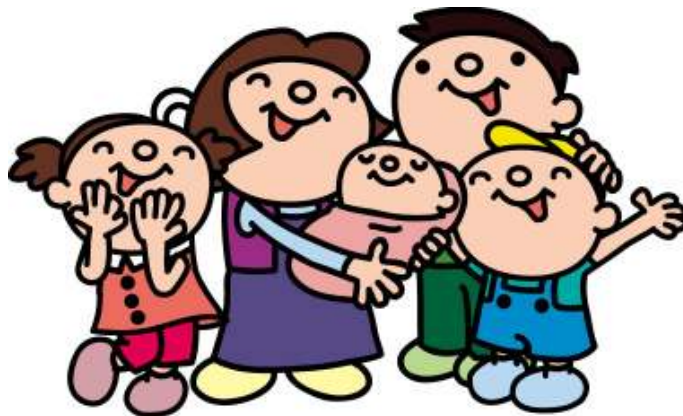
No.	事業名	事業内容	担当課
89	教育相談室の充実	いじめ、不登校、進路、学校・家庭生活などに対応するため相談体制の整備・充実を図るとともに、相談室の広報・周知に努め気軽な利用を促進します。	学校支援課
90	不登校児童生徒への支援	適応指導教室、訪問型支援など、総合的な不登校対策の充実を図るなど、増加傾向にある不登校児童生徒及びその保護者に対する支援に努めます。	学校支援課
91	幼児教育相談	家庭をとりまく環境が変化するなか、幼稚園・保育所、小学校など関係機関との連携のもとに幼児の特性や発達段階に応じた教育相談の充実に努めます。	学校支援課
92	子ども相談体制の整備	学校・地域において、子どもが心身の悩みや不安について相談できる窓口を整備するとともに、いつでも利用できるよう情報提供に努めます。	学校支援課
93	学習指導の充実	主体的、創造的な学習活動を工夫し、児童・生徒一人一人の長所や可能性が伸ばせるよう、少人数学級の拡大、指導計画、学習過程、指導体制、指導方法などの工夫改善を図り、学ぶ喜びを味わえることのできる学習指導に努めます。	学校支援課
94	生徒指導	「あいさつ運動」「校内美化活動」の展開など、児童生徒の意見・自主性を尊重しながら、具体的な実践を通して善悪を正しく判断して行動する力、好ましい人間関係などの育成に努めます。	学校支援課

■子どもの参加するまちづくり

No.	事業名	事業内容	担当課
95	子どものボランティア体験	子どもたちがボランティア活動を体験できるよう、情報の提供、体験講座などを開催します。	福祉課
96	環境の保全及び創造に関する意識啓発	自然と触れ合うことのできる機会を子ども達に提供し、自然環境を大切に にする意識の向上を図り、身近に地域の自然と親しめる環境づくりに取 組みます。 また、こどもエコクラブを通じて、子どもに環境配慮意識の啓蒙に取組 みます。	環境政策課
97	高齢者のかかわり	子ども会と老人クラブの交流、地域での世代間交流を促進するととも に、学童保育室、保育所・幼稚園、小中学校や高校などでの高齢者との 交流を充実します。 また、高齢者のさまざまな体験や経験を各教科の指導に活かす工夫を図 ります。	学校支援課
98	子どもの参加するま ちづくりの推進	子どもワークショップの継続など、子どもたちの意見表明の場づくりと ともに、子どもの声を反映した施策の展開、まちづくりを進めます。	学校支援課
99	社会体験教育の充実	週一、隔週あるいは月一など、カリキュラムに取り込み、職業体験（キ ャリア）教育を始め、さまざまな社会体験教育の充実を図ります。	学校支援課
100	職業体験	中学生社会体験チャレンジ事業の推進など、農業体験、職場見学、もの づくりなど、市内の産業にふれる職業体験を充実します。	学校支援課
101	文化・芸術活動	子どもを対象にした音楽や演劇などの鑑賞機会を拡充するとともに、子 どもの文化・芸術活動の発表の場づくりを検討します。	学校支援課
102	自然体験	雑木林を活用したミニ自然体験、馬室キャンプ場などを活用したキャン プ体験、自然の池での親子魚釣り大会など、自然にふれる体験の提供に 努めます。	生涯学習課
103	郷土の歴史や伝統文 化とのふれあい	世代間交流、子ども歴史体験講座を実施するなど、郷土の歴史や伝統文 化を体験する機会を提供します。	生涯学習課
104	学習情報の提供	各種講座、体験活動及びイベントや大会などの情報を生涯学習ガイドに 掲載して提供します。	生涯学習課
105	スポーツ・レクリエー ション活動	「ミニテニス教室」や「親子体操教室」「健康体操教室」など、家族や 親子・高齢者の方まで楽しめる教室、大会を開催するなどスポーツ・レ クリエーション活動の充実を図ります。	スポーツ課

■特色ある学校づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
106	幼稚園教育の支援	幼稚園教育の振興及び幼稚園相互の連携並びに教育機関との連携を充実させるため、私立幼稚園の運営に対し、財政面での補助を実施します。	子育て支援課
107	学校施設の耐震化	小中学校施設の耐震化を計画的に進めます。	教育総務課
108	幼稚園・保育所と小学校の連携	就学前教育と学校教育の一貫性を確保するために、幼稚園・保育所と小学校の交流・情報交換の場づくりに努めます。	学校支援課
109	体力の向上	学校教育のなかで、授業の充実や体育時活動を活性化し、子どもの体力の向上を図ります。	学校支援課
110	心の教育	男女平等などの教育、道徳教育の一層の充実を図ります。	学校支援課
111	時代に対応した教育	国際理解教育、IT教育、環境教育、文化・芸術にふれる教育などを推進します。	学校支援課
112	学校と地域の連携	学校応援団組織づくりによる地域人材の有効活用、学校評議員制度、教育市民会議の一層の活性化と地域に開かれた特色ある学校づくりの一層の推進を図ります。	学校支援課
113	図書館・図書室サービスの充実	創造性を育み、健やかな成長を促す読書とのかかわりを促進するため、図書館でのおはなし会、子ども映画会など各種行事を通じて子どもが本に親しむ機会の提供に努めます。	図書館



(3) 家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たします。そのため、子どもの発達段階に応じた学習機会の提供や地域での異年齢間の交流機会の場など、家庭や学校、地域が連携・協力し、地域全体の教育力の向上が必要です。

【施策目標】

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭、地域の連携のもと、家庭や地域における教育力の向上に努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
114	ブックスタート事業	乳児と保護者を対象に、親と子のふれあいやコミュニケーションのひとつとして絵本を提供し、絵本の読み聞かせを通じて親子の交流を深めるブックスタート事業の実施を検討します。	子育て支援課
115	家庭教育学級	幼児や小・中学生を持つ保護者を対象に、現在の社会状況に配慮しながら、家庭や子育てについての学習・交流の場を提供します。	生涯学習課
116	総合型地域スポーツクラブの育成と支援 (重点事業)	各種スポーツ団体及び地域住民の理解と協力を得ながら、身近な地域で子どもから高齢者まで一緒になってスポーツを楽しみ、ふれあえる場としての総合型地域スポーツクラブの育成及び活動団体への支援に努めます。	スポーツ課
117	学校体育施設の開放	地域における活発なスポーツ活動を促進するため、学校体育施設の開放を行うとともに、適切な利用を促進します。	スポーツ課
118	赤ちゃんのためのおはなし会 (重点事業)	図書館内で赤ちゃん向けのおはなし会を実施することにより図書館の絵本や育児書等の活用を促進します。 また、親子の交流を図ることにより子育て支援の充実を図ります。	図書館



(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現状と課題】

情報化社会の著しい進展に伴い、雑誌、ビデオ、テレビ等のメディアなどによる性や暴力等に関する過激な情報が氾濫しています。

また、携帯電話やインターネット等の利用に関係した青少年の犯罪や被害の増加などが問題となっています。

子どもに悪影響を与える有害環境の防止対策として、有害環境の浄化対策や青少年健全育成の啓発活動を推進することが必要です。

【施策目標】

子どもへの有害環境を浄化するため、有害図書等の販売やインターネット上の有害情報等の把握と有害環境の浄化に努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
119	青少年健全育成推進員	青少年健全育成の啓発や有害環境浄化活動に努めます。	生涯学習課
120	有害環境の浄化	青少年に対する有害図書・がん具の販売や性を売り物にした営業の規制、暴力や性を対象とする有害情報の排除、インターネット上の有害情報や、携帯電話等でのインターネット利用を把握し、有害環境の浄化を進めます。	生涯学習課



4. 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭が安心して生活できるよう、子どもの遊び場の確保や道路、交通環境の整備、公共施設のバリアフリー化など、生活環境、住宅環境等の確保の推進に努めます。

また、子どもたちが犯罪等の被害に遭わないよう、交通事故をはじめ、犯罪防止に配慮し、安心・安全なまちづくりを推進します。

(1) 良質な住宅の確保

【現状と課題】

子育て家庭や住宅を求めている家庭に対し、市営住宅や県営住宅などの子育て支援住宅の情報提供等を行っています。子育てに配慮し、若者の定住を目指した賃貸住宅の供給の促進や住宅取得のための支援措置に関する検討が必要です。

【施策目標】

子育てを担う若いファミリーを中心に生活基盤に則した公営住宅の提供や住宅取得に向けた情報提供の充実に努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
121	良質なファミリー向け住宅の供給	子育てを始める若い家庭の定住を促進するために、良質な若年ファミリー向け賃貸住宅の供給を促進します。 また、在住者の住宅取得への優遇措置や、公的住宅の充実、流入ファミリー層への定住を前提とした住宅資金貸付制度の支援措置の検討など、ファミリー型の一定水準の住宅の供給を促進します。	建築課



(2) 良好な居住環境の確保

【現状と課題】

子どもや子育て家庭が、安心してのびのびと生活できる居住環境が必要です。そのため、身近な公園などの整備や花を活用したまちづくり等に努めています。子育て家庭に配慮した良好な居住環境の形成に向けて景観等にも配慮しつつ、総合的に居住環境の向上を推進する必要があります。

【施策目標】

公園や緑地など住宅周辺の環境整備に努めるとともに、河川敷や農地などを活用し、四季折々の花を栽培するなど花を活かしたまちづくりに努めます。

【主な事業】

■遊び・活動の場の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
122	農地などの利用	馬室地区の荒川河川敷で、ポピーや麦などでこの花畑を作り、市民が気軽に自然に親しめるような環境の充実を図ります。	花かおり課
123	花のあるまちづくりの展開	市民や学校、各種団体との協働により、公共施設等に四季折々の花を植栽し、花のあるまちづくりを展開、快適で魅力ある都市空間の創出を図ります。	花かおり課

■子育てに配慮した環境づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
124	上谷総合公園などの整備	多様化するスポーツ・レクリエーション活動に対応するため、多目的に利用できるさまざまな機能を備えた上谷総合公園などの整備を推進します。	都市計画課
125	身近な公園づくり	子どもの生活圏の中にそれぞれ個性的・魅力的ないろいろな公園をバランスよく配置するとともに、安心して安全に利用できるよう樹木の保全や遊具等の公園施設の維持管理に努めます。	都市計画課
126	緑地の保全	荒川沿いの斜面緑地や河川敷、屋敷林などの保全を図るとともに、市街地周辺の農地についても緑地として保全に努めます。	都市計画課
127	ふるさと総合緑道（グリーンネットワークロード）の整備	都市での緑の連続性を確保するため、特徴的な自然、公共施設、歴史文化資源などをネットワーク化する、ふるさと総合緑道（グリーンネットワークロード）の整備推進を図ります。	都市計画課
128	子育てに配慮した住宅周辺の環境づくり	子育てに配慮した住宅周辺の環境整備として、公営住宅の空き地等を利用して、小公園や広場を確保し、子育てに配慮したゆとりある居住環境づくりに努めます。	建築課

(3) 安全な道路交通環境の整備

【現状と課題】

子どもやすべての人が安全に歩行できるよう、通学路等の安全性、利便性を確保するとともに、道路の景観にも配慮した道づくりを進めていくことが重要になっています。

主要道路における車道と歩道の分離、通学路における危険箇所の解消や交通安全施設の整備など、安全で利便性の高い道路交通環境の充実が必要です。

【施策目標】

安全な道路環境のために、通学路や歩道の整備を行い、子どもやベビーカーを利用して親が安心して通行できるよう、道路交通環境の整備に努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
129	通学路の確保	安全な通学を保証するために、通学路にふさわしい道路の整備を推進します。	生活安全課
130	バス交通の維持・充実	バス利用を促進するとともに、バス停やバスの本数の増加を図ります。	生活安全課
131	ゆとりある道路	子どもやベビーカーを含め誰もが安全、安心して通行できるように、段差が少なく歩きやすい歩道の整備、また、関係部署と調整を行い、道路照明、信号機、防護柵などの交通安全施設の整備を行うとともに、休憩のためのベンチのあるポケットパーク整備など、「人にやさしい道づくり」を推進します。 県道の歩道整備については、北本県土整備事務所に要望を行います。	道路課



(4) 安心して外出できる環境の整備

【現状と課題】

妊産婦や乳幼児連れの家族などが安心して外出できる環境づくりが求められています。公共施設等のバリアフリー化を進め、だれもが安心して利用できる授乳室や乳幼児ベッドなど、子育て家庭に配慮した子育て支援設備の充実や施設改善に向けた環境整備が必要です。

【施策目標】

妊産婦、乳幼児連れの親が、外出がしやすい環境づくりに努めるとともに、安心して利用できる公共施設等の充実に努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
132	公共的建物の子育て支援設備の整備	乳幼児を連れた親、妊産婦等が安全に利用できるように、駅や公共施設のバリアフリー化、ベビーコーナーの設置など、子育て支援整備を促進します。	財政課
133	子育てバリアフリーの推進	乳児等を連れて外出しやすい環境づくりのため、公共施設等での授乳やおむつ交換等ができるスペースの確保を推進します。	子育て支援課

(5) 安全・安心まちづくりの推進等

【現状と課題】

地域の安全対策として防犯灯の新設・修繕や自主防犯パトロールグループへの参加登録の募集等、安全で安心なまちづくりを推進しています。子どもを犯罪などの被害から守るため、防犯施設の整備や防犯に関する啓発活動など、防犯体制の充実に努めることが必要です。

【施策目標】

子どもたちが犯罪等の被害に遭わないよう、犯罪等の防止に配慮したまちづくりに努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
134	防犯体制の充実	「広報こうのす」などで防犯情報を提供するとともに、防犯灯などの防犯施設の整備・充実に努めます。	生活安全課

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進等

仕事と生活の調和の実現は、地域住民が積極的に働き方の見直しに取り組むことや地域の実情に応じ、自らが創意工夫し仕事と生活の両立に取り組むことが望ましいとされています。

多様なライフスタイルに合わせて、働きながら安心して子育てができるよう、事業者や家庭、地域が連携、協力し、仕事と生活、仕事と子育ての両立のための基盤整備を推進します。

また、男女共同参画の視点から意識啓発を図るなど、女性が働きやすく、男女が協力して子育てができる環境づくりを進めます。

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

【現状と課題】

仕事と子育てをはじめとする生活を両立するためには、男性も女性もいままでの働き方を見直し、バランスの取れたライフスタイルの実現が重要です。

男性も女性もすべての労働者が、仕事と生活のバランスが取れる雇用環境の実現を目指した「働き方の見直し」を推進し、事業主に対しても環境変化への理解を求めるため、情報提供や意識啓発を推進することが必要です。

【施策目標】

仕事と生活の調和がとれ、子育ての負担が軽減されるよう、働き方の見直しや男女共同参画社会を実現するための情報提供を行なうとともに、働く女性への働き方の支援に努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
135	奨学金制度などの周知・活用	日本学生支援機構の奨学金、交通遺児の援護金など、就学を支援する制度の周知を図り、活用を促進します。	生活安全課
136	男女共同参画意識の醸成 (重点事業)	子育て・家事などの知識・技術を習得するなど、男女共同参画を進める力を高める学習機会を充実します。	やさしさ支援課
137	仕事と生活の調和に関する情報提供	仕事と生活の調和(ワークライフバランス)に関して、労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するために情報提供等を行ない意識啓発を進めます。	子育て支援課
138	働く女性の母性の保護	働く女性の母性の保護と健康管理に関する知識の普及を図ります。	健康づくり課

(つづき)

No.	事業名	事業内容	担当課
139	労働条件改善の促進	労働時間の短縮など子育てがしやすい就労環境づくりに向けて、事業主などへの啓発を図ります。	商工観光課
140	事業所内保育	勤務が不規則な就業者の家庭の子育てを支援するために、事業所内保育施設の設置の促進に努めます。 また、企業が外部委託した保育所に対する助成金制度の周知・活用を促進します。	商工観光課
141	職業能力の開発機会の情報提供	職業能力向上のための研修などの情報を提供します。	商工観光課
142	働く女性への支援	働く女性が利用しやすい相談・情報提供体制を整備するとともに、働く女性のネットワークづくりを支援します。	商工観光課
143	就職支援	就職を希望される方に求人に関するさまざまな情報の提供、紹介を行い、就職活動を支援します。	商工観光課
144	再就職支援講座	再就職を希望する人を対象に、就職に必要な知識・技術などを習得するための講座の情報を提供します。	商工観光課
145	事業所などへの啓発	商工会議所など関係機関と連携しながら、事業所などへ再雇用のPRと啓発用パンフレットの配布、講演会などの実施など、啓発に努めます。	商工観光課
146	多様な就業形態における就業環境の改善	毎月労働相談を実施し、さまざまな労働問題について、社会保険労務士が市民、経営者及び労働者からの相談を受けています。 また、多様な就業形態に係わる指針やガイドラインの周知を図ります。	商工観光課



(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

【現状と課題】

働く女性が増え、共働き世帯が多くなるとともに、ライフスタイルや価値観が多様化しています。男女がともに社会のあらゆる活動に参加していくには、仕事、家庭生活、地域生活等、バランスのとれた環境づくりと男女共同参画やワークライフバランスに対する意識の醸成が重要です。

特に、父親の育児参加を推進するなど、男女がともに子育てに参加できる環境づくりが必要です。

【施策目標】

男性の子育て参加を推進するための学習機会の充実、育児休業制度の普及・啓発など、仕事と子育ての両立ができるよう、広報・啓発、情報提供等に努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
147	家庭・子育てについての学習機会の充実 (重点事業)	妊婦や夫、保護者の健康教室・離乳食教室などへの参加促進、成人男性を対象とした実践的な学習の場としての事業の開催、男女が共に参加学習できる事業の実施を図ります。	健康づくり課
148	働く場の創出	住民やNPOなどによる地域に密着した福祉関連事業、余暇関連事業などの創業を支援します。	商工観光課
149	女性の起業支援	起業を目指す女性に対して、必要な知識や手法に関する情報提供や空き店舗活用によるチャレンジショップの立ち上げの支援を行います。	商工観光課
150	育児休業制度の普及・定着	広報やホームページなど、さまざまな媒体を活用し、制度の周知、男性の育児休業制度の取得向上について啓発を図るとともに、事業所へのPR、関係機関（商工会など）を通じての普及に努めます。制度利用を促進するために、育児休業資金の融資制度の普及・活用を促進します。	商工観光課
151	父親の交流	PTA、子ども会などの地域活動に父親の参加を促進するために、父親の意識改革や参加しやすい活動の曜日・時間の設定、役割分担のあり方の検討などに努めます。	生涯学習課

6. 子ども等の安全の確保

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通事故防止対策を推進することが必要です。

子どもの安全を確保するため、交通安全施設の整備や交通安全教育などを推進します。

また、子どもを犯罪被害から守るための活動やいじめ等の被害を受けた子どもへの相談体制の整備を推進します。

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【現状と課題】

子どもが交通事故に遭うことなく、安全に安心して活動できる社会が求められています。

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、関係団体等との連携・協力体制の強化と交通事故防止活動や地域住民の交通安全に対する意識の向上が必要です。

【施策目標】

交通安全教室の開催やチャイルドシート、自転車乗車時のヘルメット着用など交通安全の周知・啓発に努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
152	交通安全教育・学習の推進	交通安全関係機関・団体などとの連携のもと、保育所、学校、地域社会などあらゆる機会をとらえ交通安全教育・学習の徹底に努めます。	生活安全課
153	チャイルドシートの徹底	チャイルドシート購入補助事業を促進し、着用効果及び正しい着用方法を普及させます。	生活安全課
154	交通安全施設などの整備	交通事故の防止と安全かつ円滑な交通環境を確立するため、交通量が多い道路や事故の多発している道路、通学通園路などを中心に、歩道の設置や各種交通安全施設などの整備・拡充を図ります。	生活安全課
155	児童・幼児のヘルメット着用	自転車乗車時のヘルメット着用を推進します。	生活安全課

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現状と課題】

近年、声かけ事犯や不審者の出没など、子どもの安心・安全が脅かされており、地域全体で子どもたちを守る取組が必要となっています。

子どもが犯罪被害に巻き込まれないよう、犯罪に関する情報提供などの迅速な対応が重要です。

【施策目標】

子どもを犯罪等の被害から守るため、学校や地域、警察と連携し、スクールガード（学校安全ボランティア）の導入やこども110番の家など地域で子どもを守る体制づくりに努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
156	子どもの防犯力の育成	学校教育、啓発パンフレットなど、あらゆる機会をとらえて、子どもが自ら身を守ることができるよう防犯知識の習熟に努めます。	生活安全課
157	地域で子どもを守る態勢づくり	登下校時の見守り、住民パトロールなど、地域で子どもを守る態勢づくりを支援します。	生活安全課
158	青少年を犯罪から守る体制づくり	小中学生を対象に防犯ブザーを貸与します。 PTAや地域の方々による登下校指導や学校安全パトロール、青少年の非行防止のために夜間パトロールを実施します。	学校支援課
159	スクールガード（学校安全ボランティア）の導入	学校や警察と連携し、地域や子ども達の安全安心のためにスクールガード（学校安全ボランティア）を導入し、生徒・児童の非行防止や安全確保に努めます。	学校支援課
160	こども110番の家の拡充	こども110番の家に加えて、子どもがいつでも助けを求められる所として、こども110番の店、ガソリンスタンドかけこみ110番など、コンビニエンスストアや町工場などへの指定も検討します。	生涯学習課

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

【現状と課題】

子どもに対する犯罪やいじめ、児童虐待が増えています。

犯罪、いじめ、児童虐待など、被害を受けてしまった子どもへの精神的な痛みを軽減し立ち直りを支援するため、関係機関と連携しながら、子どもに対するカウンセリングや保護者に対する助言等、きめ細かな支援を行う相談体制を充実することが必要です。

【施策目標】

犯罪被害にあった子どもに対する「こころのケア」の対応や相談・指導体制の充実に努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
161	相談・指導体制の充実	教育相談研修会、学校カウンセリング研修会の充実を図るとともに、生徒指導支援員、鴻巣市教育相談室の「心のかげ橋」事業を推進します。	学校支援課



7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

虐待は子どもに対する重大な人権侵害であり、子どもの成長や人格形成に大きな影響を与えることから、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対策など、要保護児童に対する支援体制の構築が必要です。

児童虐待防止対策や児童相談体制の強化を図るため、地域の関係機関との連携強化に努めます。

また、ひとり親家庭の自立に向けた支援や障がいのある子どもの発達を支援し、地域で安心して生活できる環境の整備が必要です。

(1) 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

虐待に至る要因は様々ですが、核家族化や地域の人たちとの交流がないことによる親の孤立化など、親の育児力の低下が背景にあります。

家庭状況や子育て不安から発生するケースも少なくないことから、気軽に相談できる体制の整備とともに、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で、子どもを守る支援体制の連携・強化が必要です。

【施策目標】

子どもへの虐待を防止するため、発生予防から早期発見、早期対応、再発防止が図れるよう、関係機関と連携した防止体制の整備・充実に努めます。

【主な事業】

■児童虐待防止対策への対応

No.	事業名	事業内容	担当課
162	里親制度の啓発	児童相談所と連携し、家庭に恵まれない子どもを温かな生活環境で養育する里親制度の普及啓発を促進します。	子育て支援課
163	要保護児童対策地域協議会 (重点事業)	地域協議会の関係機関(児童福祉、保健、医療、教育、警察、消防等)では、子どもやその家庭に対し、適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行い適切な対応をしていきます。	子育て支援課
164	児童の保護	児童相談所、警察と連携し子どもの生命安全の確保のため、立ち入り調査や一時保護等の措置を迅速かつ確実に行っていきます。	子育て支援課
165	乳幼児健康診査時に育児をとりまく状況を確認	健康診査時に、育児をとりまく状況を確認し、育児支援や負担の軽減に努めます。	健康づくり課

(児童虐待防止対策への対応のつづき)

No.	事業名	事業内容	担当課
166	乳幼児健康診査の未受診者へのアプローチ	各種健康診査を受診されなかった方への、受診勧奨や家庭訪問を行い、子どもと保護者の状況をできるだけ確認し、育児支援に努めます。	健康づくり課
167	医療機関との連携強化	出生連絡票を活用し、産婦人科医などの医療機関と連携し、育児支援に努めます。	健康づくり課

■児童虐待防止相談体制の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
168	相談体制の充実	通告、相談者のプライバシーが確保され安心して通告・相談ができる体制を整えます。 また、困難な相談には、児童相談所、警察、教育、保健などの機関と連携し適切な対応や支援を行っていきます。	子育て支援課
169	虐待通告義務の広報	児童虐待を未然に防ぐためには、周囲の人がいち早くその兆候に気付き通告することが重要であることから、広く住民の協力を得るため、広報紙やホームページ等で周知を図るなどの広報活動をしていきます。	子育て支援課

(2) 母子家庭等の自立支援の推進

【現状と課題】

離婚率の増加等により母子家庭や父子家庭のひとり親家庭が増加する傾向にあります。母子家庭等の子どもの健全な育成を図るためには、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援など、きめ細かな福祉サービスを推進し、自立した生活の実現に必要な相談体制や情報提供の充実など、総合的な対策が必要です。

【施策目標】

母子家庭における生活や就業など、自立に向けた相談体制の充実や情報提供の促進を図り、子育てや生活支援、経済的支援など総合的な対策の充実に努めます。

【主な事業】

■母子家庭等の自立支援の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
170	母子家庭自立支援事業	母子家庭の母が自立のために、講座の受講や資格取得のための支援として自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費を支給します。	子育て支援課
171	ひとり親家庭等の医療費支給事業	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減します。	子育て支援課

■母子家庭等の自立支援の情報提供

No.	事業名	事業内容	担当課
172	児童扶養手当制度の普及・活用	児童扶養手当制度などの一層の普及を図るため、広報やリーフレットを活用し、制度の普及・啓発に努めます。	子育て支援課
173	相談・各種制度の情報提供の充実	ひとり親家庭の子育て不安や悩みを解消するため、相談体制の充実やひとり親家庭として利用できる制度の周知・活用を図ります。	子育て支援課
174	ひとり親家庭の自立支援の相談	県の母子自立支援員と連携し、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談、雇用情報の提供など就労支援に取り組んでいきます。	子育て支援課

(3) 障がい児施策の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもが、自立して身近な地域で安心した生活をおくるために、一人ひとりのニーズに応じた相談支援体制の充実が必要です。

児童デイサービスなどを通じて、保護者に対する養育援助を推進するなど、家族への支援の充実と保育所や学童保育室での障がい児の受け入れなどの支援が重要です。

【施策目標】

障がいを持つ子どもへの支援活動や関係機関と連携した相談支援の充実を図るとともに、各種福祉サービスの適切な情報提供、情報発信に努めます。

【主な事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
175	地域生活支援事業	相談支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業、日常生活用具給付事業など地域の実情に応じた事業の推進に努めます。	障がい福祉課
176	重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障害児医療費の自己負担額を助成し、家庭の経済的負担を軽減します。	障がい福祉課
177	障がいをもつ子どもたちの通園施設「つつみ学園」	在宅の障がいのある幼児の自活に必要な生活指導や基礎的な訓練、知識の習得などへの指導体制の充実を図ります。 また、重度の障がいのある幼児に対応した指導体制、年齢・障がい区分にとらわれない利用、退所児のフォローアップ体制の整備など、療育機能を充実します。	子育て支援課
178	療育相談、指導の充実「児童デイサービス」	心身の発達に遅れがあると思われる児童に基本的な生活習慣を身につけることや社会生活への適応性を高めるために必要な療育や指導・訓練・養育相談の充実を図ります。	子育て支援課
179	自立支援給付	障害者自立支援法に基づき、児童の居宅介護（ホームヘルプサービス）、児童デイサービス、児童短期入所（ショートステイ）、行動支援などに対する介護給付費を支給します。	子育て支援課

(つづき)

No.	事業名	事業内容	担当課
180	サービス提供体制の充実	情報の提供や利用の調整・利用申請の支援などの充実に努めるとともに、サービス提供の基盤整備を進めます。	子育て支援課
181	発達障がいに関する情報提供	関係各課との連携を基に発達障がいに関する適切な情報提供、情報発信を実施します。	子育て支援課
182	障がい児保育	保育士の加配や保育内容・技術の研修に努めながら、障がい児保育の充実に努めます。 また、民間の保育園における障がい児の受け入れ促進を図るため、助成制度の検討を行います。	保育課
183	障がい児学童保育	特別支援学校などへ通学する児童・生徒の地域の居場所づくりとして、障がい児学童保育の実施を検討します。	保育課
184	特別支援教育	障がいの有無にかかわらず、共に学ぶ学校づくりを目指して、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切に対応を図ります。発達障がいなど特別な支援を必要とする子どもの教育のあり方を研究し、適切な対応に努めます。	学校支援課





第5章 今後の取組



1. 計画の実現に向けた役割

本計画を推進するにあたっては、家庭、地域、企業・職場、行政などがそれぞれの役割を果たしていく必要があります。計画の実現に向けて、連携・協力しながら計画を推進します。

(1) 家庭の役割

家庭は子どもを育てる基本的な場であり、子どもが心身共に健やかに育つ上で重要な役割を持っています。親子の絆を深め、愛情あふれるふれあいの中で基本的な生活習慣や子どもの思いやりなどを育むことが必要です。そのため、男女が互いに助け合いながら子育てに参加し、安らぎのある家庭づくりに努めることが大切です。

(2) 地域の役割

地域ぐるみで子育て家庭を支援するためには、市民一人ひとりが子育てに関心を持ち、子育て家庭を暖かく見守り、地域で子どもを育てるという意識を持つことが重要です。

近隣同士のつながりを深め、様々な交流や自治組織、地域活動団体が相互に連携を深め、地域住民が共に支えあい、子育て支援活動に積極的に参加することが期待されます。

(3) 企業・職場の役割

子育てと仕事の両立を可能とする労働環境の充実に向けて大きな役割を担っています。育児休業制度の導入や制度を利用できる職場づくり、多様な勤務形態の実現など、子育てと仕事との両立ができる職場環境の整備を推進するとともに、地域社会の一員として子育てに対する理解と認識を深め、子育てにやさしい環境づくりに努めていくことが求められています。

(4) 行政の役割

本計画の内容は広範な分野にわたることから、各事業担当課は、次世代育成支援に対する共通の認識を持つことが重要であるとともに、地域にある子育て支援に関する資源を積極的に活用し、計画を推進していきます。

また、子育て支援サービスをはじめとした次世代育成支援に関する情報を、広報やインターネットなどを活用し、情報提供していきます。



2. 計画の推進体制

(1) 次世代育成支援対策庁内推進委員会の活用

次世代育成支援対策は、児童福祉、母子保健、商工労働、教育、まちづくり等の各分野にまたがることから、福祉部門だけではなく、全庁的な推進体制が求められております。

このため、本市では、関係各課で構成する「鴻巣市次世代育成支援対策庁内推進委員会」を設置しています。行動計画の推進にあたっては、この委員会を定期的で開催し、施策・事業の実施状況を把握・点検し、子育て家庭への総合支援体制の構築を図っていきます。

(2) 次世代育成支援対策地域協議会の活用

本計画を策定するにあたり、計画策定段階から子育て家庭の意見を反映させるための措置として、サービス利用者や地域活動団体等の代表者からなる「次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、計画策定の検討を行いました。

このことから、今後も、「次世代育成支援対策地域協議会」を活用し、利用者側の視点に立った計画の進行管理や総合的な評価を行います。

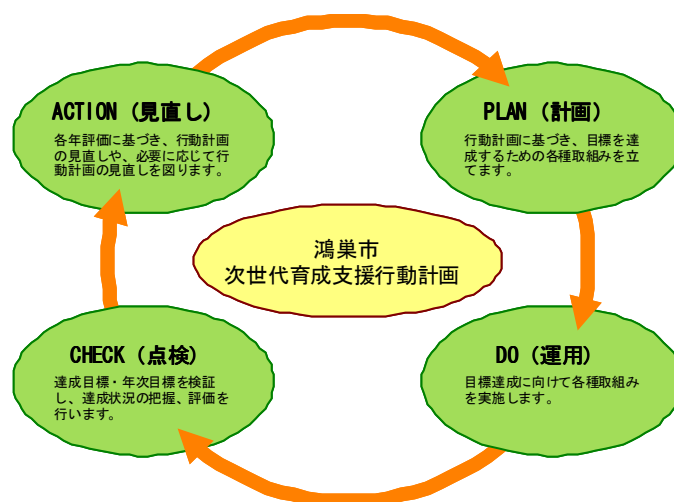
(3) 情報公開

本計画の内容や実施状況などを広報や市のホームページなどで広く市民に周知するとともに、家庭、地域、事業所などによる主体的な取組を促進することに努めます。

3. 計画の点検・評価

本計画では、「鴻巣市次世代育成支援行動計画 PDCA (Plan・Do・Check・Action) サイクル」を構築し、関係各課との連携を行い、各施策の実施状況や達成度について、毎年点検・評価を行い、改善策を講じながら見直しを実施します。

なお、個別事業の進捗状況については、「第5次鴻巣市総合振興計画」の事務事業評価に基づきながら点検・評価管理を行います。





1. 計画の策定経過

年 月 日	内 容
平成20年 9月26日	平成20年度第1回鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会 議題 (1) 会長、副会長選出 (2) 少子化対策（次世代育成支援対策）について ア 少子化対策（次世代育成支援対策）の経緯 イ 地域協議会の役割 ウ 後期計画の策定スケジュール (3) 前期行動計画の取組状況の点検・評価方法について (4) 協議会の開催日時について
11月14日	平成20年度第1回鴻巣市次世代育成支援対策庁内推進委員会 議題 (1) 次世代育成支援対策の進捗状況について (2) 地域協議会の状況について (3) 今後の予定について
平成21年 1月19日～2月7日	次世代育成支援行動計画に係るニーズ調査 就学前児童 1,000名 就学児童 1,000名
3月25日	平成20年度第2回鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会 議題 (1) 次世代育成支援対策交付金対象事業の評価と改善について (2) 鴻巣市次世代育成支援行動計画の進捗状況について
8月6日	平成21年度第1回鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会 議題 (1) ニーズ調査の結果報告について (2) 次世代育成支援対策について (3) 後期計画の策定にあたって必要とされる手続きについて (4) 後期計画の基本的視点と重点プロジェクトについて
9月16日	平成21年度第1回鴻巣市次世代育成支援対策庁内推進委員会 議題 (1) 後期計画策定スケジュールとニーズ調査の結果報告について (2) 後期行動計画の素案について (3) 子育て支援関係事業に係る目標事業量の報告について
10月29日	平成21年度第2回鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会 議題 (1) 子育て支援事業に関する目標事業量の報告について (2) 後期行動計画素案（事務局案）の検討について
11月27日	平成21年度第2回鴻巣市次世代育成支援対策庁内推進委員会 議題 (1) 次世代育成支援行動計画（後期計画）の個別事業の評価指標について (2) 地域協議会から出された意見への対応について (3) 次世代育成支援行動計画（後期計画）の重点事業について
12月24日	平成21年度第3回鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会 議題 (1) 後期行動計画素案（事務局案）の検討について
平成22年 1月15日～2月5日	平成21年度鴻巣市次世代育成支援行動計画（後期計画）案の公表 ・市民からの意見募集（パブリックコメント）の実施 ・労働者団体からの意見聴取
2月23日	平成21年度第4回鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会 議題 (1) パブリックコメント等の結果報告について (2) 後期行動計画素案について

2. 鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

平成18年7月12日

告示第193号

(設置)

第1条 鴻巣市次世代育成支援行動計画(以下「行動計画」という。)の策定及び推進に当たり、市民等の意見を広く求め、次世代育成支援対策の実施や計画の見直し等に反映させるため、鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 行動計画の実施状況を把握し、今後の取組に反映すべき事項を協議すること。
- (3) 次世代育成支援対策の推進について協議すること。
- (4) その他次世代育成支援対策に関し必要な事項を調査研究すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) サービス利用者の代表者
- (2) 地域活動団体の代表者
- (3) 各種関係機関の代表者
- (4) 公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱をした日から起算して翌年度の末日をもって満了とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選とし、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年告示第190号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年告示第94号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

3. 鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

任期期間：平成20年9月26日～平成22年3月31日

	氏名	団体名等	備考
1	明里 玲子	鴻巣市民生・児童委員協議会連合会	
2	秋池 春子	鴻巣市私立幼稚園協会	※
3	伊藤 雅章	鴻巣保育所保護者会	
4	海老名 千恵子	鴻巣市子ども会育成連絡協議会	
5	大澤 節子	鴻巣市PTA連合会	
6	大塚 博貴	鴻巣市商工会	
7	金子 孝	鴻巣市民生・児童委員協議会連合会	
8	小林 知子	NPO法人 きっずくらぶ・エンゼル	
9	斉藤 敬	北足立歯科医師会鴻巣支部	
10	佐藤 治子	次世代育成ネットワークkoko	
11	関 桂子	鴻巣市障がい者団体・支援団体連絡協議会	
12	高橋 命子	公募	
13	筑波 優子	埼玉県鴻巣保健所	※
14	土屋 恒雄	公募	
15	徳永 博子	NPO法人児童支援の会 はばたき	
16	日吉 陽子	鴻巣市私立幼稚園PTA連合会	※
17	間庭 克之	公募	
18	宮坂 良介	鴻巣市医師会	
19	横山 光市	鴻巣市自治会連合会	副会長
20	吉田 武人	民間保育園園長会	会長
21	吉田 有香子	田間宮学童保育室保護者会	

(※は、平成21年4月1日～平成22年3月31日)

(五十音順 敬称略)

任期期間：平成20年9月26日～平成21年3月31日

	氏名	団体名等	備考
1	熊井 寿枝	鴻巣市私立幼稚園PTA連合会	
2	金子 和子	鴻巣市私立幼稚園協会	
3	増田 真巨	埼玉県鴻巣保健所	

4. 鴻巣市次世代育成支援対策庁内推進委員会設置要綱

平成18年7月12日

訓令第14号

本庁

出先機関

(設置)

第1条 鴻巣市次世代育成支援行動計画(以下「行動計画」という。)の施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、市の子育て支援施策の調整及び調査研究を行うため、鴻巣市次世代育成支援対策庁内推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行動計画の実施状況の把握及び点検に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策の調整に関すること。
- (3) 次世代育成支援対策の調査研究に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は福祉部長の職にある者をもって充て、副委員長は福祉部副部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、審議事項の内容により、必要があると認めるときは、別表に掲げる職員の一部の出席を求めて会議を開催することができる。
- 3 委員は、自ら会議に出席できないときは、当該会議の審議事項について、実質的に判断することができる職員を代わりに出席させることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成18年7月14日から施行する。

附 則(平成19年訓令第18号)

この訓令は、平成19年8月8日から施行する。

附 則(平成20年訓令第3号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年訓令第7号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年訓令第18号)

この訓令は、平成21年9月29日から施行する。

別表(第3条、第5条関係)

福祉部長、福祉部副部長、経営政策課長、契約管財課長、市民活動推進課長、花かおり課長、生活安全課長、やさしさ支援課長、福祉課長、障がい福祉課長、子育て支援課長、保育課長、いきいき健康課長、環境政策課長、資源循環課長、商工観光課長、農政課長、都市計画課長、建築課長、道路課長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、スポーツ課長、中央公民館長、鴻巣中央図書館長

5. 鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会報告

平成22年2月23日

鴻巣市長 原口和久 様

鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会
会長 吉田 武人

鴻巣市次世代育成支援後期行動計画について（報告）

私たち委員21名は、平成20年9月に貴職より委嘱を受け、これまで、市の次世代育成支援行動計画に対する取り組み等を含め、それぞれの立場から意見を申し上げてまいりました。

さて、少子化社会白書では、我が国の総人口は、2005年の1億2,777万人が2055年には8,993万人になることが見込まれるとの記述がありました。3割の人口が日本から減少していくと示されています。

一方、子どもを取り巻く環境は、核家族化、ライフスタイルの多様化、地域の人間関係の希薄化など、ますます多様化・複雑化してきております。

私たちは、今回の後期行動計画の策定を契機として、貴職が、子育てを社会全体で支援する仕組みを再構築し、改めて、市民が家庭や子育てに夢を持ちつつ、次代を担う子ども達を安心して生み育てることができるよう子育て環境の整備に全力を挙げて取り組まれることを強く望むものであります。

そこで、この計画の推進に際しては、協議の過程において委員諸氏により具申された下記の点について、とくに鋭意努力され、その実現を図っていただけるように意見を申し添えます。

記

- 1 計画は策定することが目的ではなく、具体的に事業を実施し効果を生み出すことが重要であることから、事業推進体制の確立に努めること。
- 2 計画の推進にあたっては、その進捗状況の把握や事業評価を行うなど、適切な進行管理に努め、必要に応じて事業内容の見直しを行うとともに、当協議会を積極的に活用し、住民意見の反映に努めること。
- 3 施策の実施にあたっては、サービス利用者の視点及びサービスの質の視点に配慮すること。

鴻巣市次世代育成支援行動計画
(平成22年度～平成26年度)

平成22年3月

平成23年4月
(組織変更・所管換え)

発行 鴻 巣 市

編集 鴻巣市福祉部子育て支援課

〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央1番1号

TEL 048(541)1321(代表)

FAX 048(541)1328

E-mail:kosodate@city.kounosu.saitama.jp